

令和5年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和5年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 1号 中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 2号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 3号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 4号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第 5号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 6号 中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10 議案第 7号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11 議案第 8号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12 議案第 9号 財産の取得について
日程第13 議案第10号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第5号）
日程第14 議案第11号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第12号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第13号 令和5年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
日程第17 議案第14号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第18 一 般 質 問

5番 桂 川 雅 信

- (1) 地域活性化指標の構築への提案（1）
～イメージだけの「活性化」は幻想の産物～
- (2) 介護者に「介護休養日」のプレゼントを
- (3) 信州大学との産学官連携協定の締結を

3番 中 塚 礼次郎

- (1) 子どもの権利を守る理念や施策をまとめた「子ども権利条例」の制定について
- (2) 現行保険証廃止に伴う「暗証番号無し（顔認証）マイナカード」への対応について

2番 松 村 利 宏

- (1) 人口減少対応及び持続可能な経済の構築（農林業の振興、商工業の振興）について

4番 長 尾 和 則

- (1) 持続可能な地区（自治組織）活動に向けて

出席議員（9名）

2番 松村利宏
 3番 中塚礼次郎
 4番 長尾和則
 5番 桂川雅信
 6番 山崎啓造
 7番 島崎敏一
 8番 大島歩
 9番 大原孝芳
 10番 松澤文昭

欠席議員（1名）

1番 片桐邦俊

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室 長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長 桃澤清隆
 書記 座光寺てるこ

令和5年12月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和5年12月5日 午前9時00分 開会

○事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長 御参集、御苦労さまです。
 ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年12月中川村議会定例会を開会します。
 これから本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。
 ここで村長の挨拶をお願いいたします。

○村長 中川村議会12月定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、全員定刻に御参集をいただき、誠にありがとうございます。
 季節は晩秋から初冬へと移りまして、連日の厳しい冷え込みが続いております。雪で覆われました南駒、空木の峰や塩見、荒川、赤石といった峰々は、青い空とともに冬の伊那地方の美しさを際立たせるものがあります。
 同時に、今年も残すところ一月を切るところとなりました。
 前回――9月定例会以後の主立った取組について申し上げたいと思います。
 新型コロナウイルスが一定程度収まりまして、地域の秋祭り、市町村を挙げてのイベントが復活しております。
 10月21日には第2回ながわ産業祭がチャオ周辺で開催をされました。昨年を上回る人出がありまして、抽選発表の午後2時半には会場周辺の駐車場は満車となるほどのにぎわいを見せておりました。
 翌22日は名古屋市天白区区民まつりが3年ぶりに開催をされました。村観光協会として参加をいたしまして、野菜、果物、加工品等を持って参加をしたところでありまして。私は職員の頃から数えますと10回近く祭りに参加をしておりますけれども、かつてないほどの来場者がありまして、農産物は開始1時間で全て売り切れ、並んだ順番待ちのお客様には大変申し訳ない思いをさせてしまうほどの盛況でありました。
 11月29日には、天白区水野区長様をはじめとして天白区を住みよくする会の代表の皆さん25人が村を訪れ、昼食を挟んで懇談を行いました。
 天白区とは都市と農村交流が長く続けられておりまして、夏休みを利用しての天白区子ども会の来村、天白区のレクリエーションバレーボール大会にも呼んでいただくなど、交流を続けてきておるところであります。
 交流のきっかけをつくっていただきました村出身の森山さんにも29日には出席をいただきました。
 11月3日から5日にかけて第48回村の文化祭が開催をされました。去年は忙しく鑑賞できなかった社会体育館での展示の部を1時間かけて鑑賞いたしました。趣味の

域を超えていると思われる作品ですとか、長年のライフワークかと思えるほど年々出来栄が上がっている手工芸品など、力作ぞろいであったところでもあります。5日のステージ発表の部では、多方面にわたる出演者の独唱、演奏、演舞等で充実した時間を過ごさせてもらったところでもあります。

今年、アンフォルメル中川村美術館開館30周年に当たり、当美術館、中川村の地域内を表現の場として6人の作家がリレー形式で発表をする記念企画展「新・空間縁起」が7月27日～11月末日の4か月間開催をされたところでもあります。小中学生も参加できる企画もありまして、小さくも他に類を見ない美術館らしいユニークな企画展となったことを報告いたします。

10月23日には、日本で最も美しい村連合主催の第2回日本で最も美しい村まつり2023 in TOKYO TORCHに出展をしまして、中川人形浄瑠璃の皆さんにも忙しい中ではありますが出張公演をしていただき、演目「三番叟」を上演していただきました。郷土芸能は中川村、青森県佐井村の神楽の2つが出演し、出演の際には黒山の人だかりとなったほか、人形芝居座員の手ほどきで浄瑠璃人形を動かしてみる体験コーナーが特に人気を博しておりました。

来春には世田谷区二子玉川での人形里帰り公演も企画されていますので、村もしっかりと応援をいていく考えであります。

11月5日、村の林道をメインに大鹿村間を往復する自転車レース——グラベルライドラリー中川村ステージが開催され、37人のレーサーがリタイヤなく完走、紅葉した木々は落葉しまして林道からアルプスの峰々がよく見え、皆さんはコースを満喫したようであります。

11月26日は、第24回アルプス展望さわやかウォーク ワンデーウォークが5キロ、12キロのコースで行われました。実行委員会が今年を一つの区切りとして参加を募る中で、当日は430の方が歩き、秋の中川村を満喫していただいたようであります。参加した皆さんからは、10回近く歩いた思い出深いコースに感謝する声、いつの日か形を変えて復活を願う声など、様々あったようであります。

飯田市をメイン会場として行われる飯田やまびこマーチの事前大会としての開催から始まり、日本ウォーキング協会から公認コースとしての認定を得て全国からウォーキング愛好者が集まる大会まで押し上げてきた関係者はもとより、チェックポイント、湯茶の接待から昼食の手打ちそばを振る舞う美里そばの会など、様々なところでボランティア参加していただいた多くの村民の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

12月1日には第6回キャリアフォーラム・産学官交流会が中学校で開催をされたところでもあります。取組発表では東小学校6年生の「ニホンミツバチについて探求したこと」及び中学校2年生の「職場体験を経験して」の発表があり、これを受けまして、村内の33の企業、職場が中学校内にブースを設け、時間内に入れ替わりで訪れる中学生に仕事の内容を説明する、こういった取組が行われました。

11月14日開催の子ども議会においては、地域を学ぶ総合的な学習を深めて村づくりへの積極的な提案等を一般質問という形で行っていただいたこと、また質問に関連

○議 長

して12月定例会で一般質問がされることを来賓挨拶の中でお話をさせていただきました。

11月22日発表の令和5年11月の内閣府月例経済報告では、基調判断として

景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

としておりまして、「一部に足踏みもみられる」として10月の基調判断から全体で景気回復に向かう表現を下方修正しておるところであります。

政策態度としては、30年間続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや投資が牽引する成長型経済へ変革することに取り組み、11月2日の閣議決定のデフレ完全脱却のための総合経済対策を早期実行すると併せて述べております。

令和5年度の補正予算は国会審議を経て可決・成立をいたしました。

村としましては、村民をはじめ事業者に対して実効ある支援を早急に具体化してまいり所存であります。

さて、本日の会議に提案しますのは、中川観光開発株式会社の経営状況についての報告が1件、条例の一部改正案件が8件、三共地籍の通称漁業地線及び隣接農地を公共用地として取得する財産取得案件が1件のほか、一般会計第5号補正予算等、補正予算5件を含めて、合わせて14の議案を提案いたします。

条例の一部改正であります。村が独自に給付する福祉医療給付の事務は、現在、健康保険証の写し等の添付書類で受給資格確認を行っていますが、令和6年秋に予定をされています健康保険証の廃止を見据えて、マイナンバー個人情報と連動することでこれを不要とするためのいわゆるマイナンバー条例の一部改正が1件、コンビニ等にある多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、従来の個人番号カードによることに加えて、12月から一部のスマートフォン機種で順次交付申請ができるようにするための条例の一部改正が1件、11月1日以降の出産予定の国民健康保険加入者のその年度の国保税を4か月、多胎出産の方につきましては6か月減額するための国保税条例改正が1件であります。

また、人事院勧告を受けて一般職職員、会計年度任用職員の給与改定、議会議員の報酬の改定及び常勤の特別職職員の給与改定等の条例の一部改正が4件となっております。

何とぞ慎重な御審議の上、全員の御同意を賜りますようお願い申し上げます。定例会開会の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第127条の規定により6番 山崎啓造議

員及び7番 島崎敏一議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営副委員長 (大島 歩) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日—12月5日から11日までの7日間とするものです。

次に日程ですが、本日は議案第1号から議案第8号までの条例案件、議案第9号の一般議案、議案第10号から議案第14号までの各会計補正予算については、上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

6日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、全員協議会を行います。

7日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いします。

8日は議案調査とします。

最終日の11日は、午後2時から本会議をお願いし、請願に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から11日までの7日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から11日までの7日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から月例出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号について説明を求めます。

なお、報告第1号 中川観光開発株式会社の経営状況については、後ほど時間を取り細部のついでの説明を受ける予定ですので、御承知おきください。

報告第1号の説明を求めます。

○産業振興課長 報告第1号 中川村観光開発株式会社の経営状況についてを御説明いたします。

本件は、地方自治法の規定に基づき、同社に係る第53期の営業報告及び決算並びに第54期の事業計画について報告するものです。

報告書にありますように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から3年を経過し、本年5月からは5類感染症に移行、来客数も戻りつつあるものの、長引くロシアのウクライナ侵攻などの影響により燃料、食料品、原材料などの価格高騰につながり、経営にも大きな影響を受けた一年となりました。

今期の売上高については、全国旅行支援による宿泊売上げの増、今シーズンからの陣馬形山キャンプ場管理に係る経営処理の見直しによる利用料収入の増、軽油、燃油、物価高騰に係る村指定管理料収入の増などにより、全体で1億3,243万9,000円、前期比135%、3,440万円の増で、最終損益では24万9,000円と、僅かではありますが黒字となりました。

第54期におきましては、新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行し、インバウンドを含めた旅行者や合宿客をはじめ、人の流れが活発となることを視野に、前期の効果のあったプランの進化、陣馬形山キャンプ場の活用、旅行者のニーズに応えられる迅速な対応、宴会のPRや食堂メニューの開発に努め、売上げの向上を目指すとともに、予測がつかない光熱水費、食料などの物価の高騰に対しても経費の削減に努め、一人でも多くの誘客ができるよう役員一丸となって取り組んでいく方針が9月27日に開催された株主総会で確認されております。

村としましても、村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からの御支援をお願い申し上げ、この場での説明とし、詳細につきましては席を改めて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第1号について提案説明をいたします。

例規集につきましては第1巻391—41ページからになります。

提案理由につきましては、個人番号の独自利用事務に関する規定の追加及び番号利用法等の改正に伴い本案を提出するものです。

1ページめくっていただきまして、改正の主な内容につきましては、第1条では、別表第2の中川村福祉医療費給付金条例による福祉医療費給付金の支給に関する事務では取り扱う特定個人情報として医療、保健、各法による保険給付の支給に関する情報と高齢者医療確保法による後期高齢者医療給付の支給に関する情報を追加いたします。

続きまして、第2条につきましては、番号利用法の一部改正に伴い関連する条文を改め、併せて言い回し等を改めます。

施行期日につきましては、1条は公布の日から、第2条につきましては改正番号利用法の施行日になります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 それでは、議案第2号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。
例規集は第1巻401ページになります。
提案理由は、移動端末設備、つまりスマートフォンを用いてコンビニエンスストア等において印鑑登録証明書の自動交付が可能となるため本案を提出するものです。
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、スマートフォンにマイナンバーの利用者証明用と署名用の電子証明書が搭載可能となりました。今後は、その機能をスマートフォンに搭載することで、マイナンバーカードを使わずとも、コンビニなどに設置されております多機能端末機、いわゆるマルチコピー機で印鑑登録証明書の交付が可能となることから条例の一部を改正するものであります。

○議長 施行期日は公布の日からになります。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。
説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
お諮りします。

日程第6 議案第3号 中川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第5号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第7号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の5議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第6 議案第3号から日程第10 議案第7号までを一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務課長 初めに議案第3号について提案説明をいたします。
例規集につきましては第1巻の801ページからになります。
提案理由につきましては、国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与改定を行うため本案を提出するものです。
人事院は国家公務員の給与について政府勧告を行い、本年11月に人事院勧告に従った一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立しました。
月例給につきましては、民間給与との格差3,869円、0.965%を解消するため俸給表の改定を行い、高卒者初任給を1万2,000円引き上げるなど、若年層を中心に全体的に引き上げる改定になっています。
ボーナスにつきましては、民間の支給状況に合わせ0.1月分を引上げ、年間4.5月

の改定になっています。

村におきましても国家公務員の給与改定に準じて一般職の給与改定を行うものです。

改定の内容でございますが、1ページめくっていただきまして、第1条では、期末手当の支給率を一般職は「100分の120」を「100分の125」へ、特定幹部職員は「100分の100」を「100分の105」へ改定いたします。

続きまして、第27条の勤勉手当の支給率を一般職は「100分の100」を「100分の105」へ、特定幹部職員は「100分の120」を「100分の125」へ改定し、期末手当と合わせて12月の支給で年間4.5月分、0.1月引上げになるように改めます。

再任用職員につきましても期末手当と勤勉手当の支給率を改定し、12月の支給で年間2.35月分、0.05月引上げになるように改めます。

加えまして、別表第1 第5条関係の行政職給料表を表のとおり改めます。

表を飛んでいただきまして、最後から2ページ目になりますが、第2条を御覧いただきたいと思えます。

第2条では、期末手当と勤勉手当の支給率を改定し、令和6年4月以降のボーナスの支給率を6月12月の支給で一般職は年間4.5月分、再任用職員は年間2.35月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和6年4月1日から施行します。

第1条、別表第1の行政職給料表は令和5年4月1日から、ボーナスの支給率については令和5年12月1日から適用とします。

続きまして、第4号議案 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

例規集につきましては第1巻の703ページからになります。

提案理由につきましては、一般職の職員の給与改定に準じて議員の期末手当につきましても同様に改正するため本案を提出するものです。

改正の内容でございますが、裏面でございますが、第1条では期末手当の支給率「100分の165」を「100分の175」に改め、12月の支給で年間3.4月分、0.1月の引上げになるように改めます。

第2条では、令和6年4月以降の期末手当の支給率を「100分の170」に改め、6月12月の支給で年間3.4月分になるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和6年4月1日から施行いたします。

第1条に規定の支給率は令和5年12月のボーナスの支給に適用いたします。

続きまして、議案第5号 中川村特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

例規集は第1巻721ページからになります。

提案理由は、村の一般職の職員の給与改定に準じて村長、副村長、教育長の期末手当も同様に改正を行うため本案を提出するものです。

改正の内容につきましては、議員と同様に、第1条ではボーナスの支給率を12月の支給で年間3.4月分、0.1月の引上げになるように改めます。

第2条では、令和6年4月以降のボーナスの支給率を6月12月の支給で年間3.4月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条の規定の支給率は令和6年4月1日から施行します。

第1条に規定の支給率は令和5年12月のボーナスの支給に適用します。

続きまして、議案第6号 中川村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

例規集につきましては第1巻1183ページからになります。

提案理由につきましては、村の一般職の職員の給与改定に準じて期末手当を支給するため本案を提出するものであります。

改正の内容につきましては、12条の期末手当に関する部分で「年度当初の」を削り、一般職に準じて改定後の支給率で12月に支給できるように改めます。

施行期日は公布の日からになります。

続きまして、議案第7号 中川村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

例規集は第1巻1187ページからになります。

提案理由につきましては、村の一般職の職員の給与改定に準じて期末手当を改定するため本案を提出するものです。

改正の内容ですが、裏面になりますが、第1条では期末手当の支給率を「100分の120」を「100分の125」に改め、12月の支給で年間2.45月分、0.05月分の引上げになるように改めます。

第2条では、令和6年4月以降の期末手当の支給率を「100分の122.5」に改め、6月12月の支給で年間2.45月分となるように改めます。

施行期日は公布の日からになりますが、第2条に規定の支給率は令和6年4月1日から施行いたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから本5議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に議案第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから議案第3号の採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第4号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第4号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第5号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第5号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第6号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第6号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第7号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第7号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
 日程第11 議案第8号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
 について
 を議題とします。

○住民税務課長 提案理由の説明を求めます。
 議案第8号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。
 例規集は第1巻2051ページになります。
 提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の減額措置を行うため本案を提出するものです。
 次のページをお願いいたします。
 第23条に第3項として出産する予定または出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額の減額についての規定を追加します。産前産後の期間は、単胎妊娠は4か月、多胎妊娠は6か月となります。
 次のページになりますが、第24条の3は、これに関わる届出についての規定となります。いずれも法規定に合わせ新設するものです。
 施行期日は令和6年1月1日、適用区分については附則に記載のとおりであります。
 以上、よろしく御審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 ○7 番 (島崎 敏一) 私は賛成の立場で発言をします。
 私自身も国保加入者の40代の男性です。現在この条例の改正に該当する方はないという状況ですが、これから出産の可能性のある国保税の納税者の方は村内にも大勢いらっしゃいます。
 社会保険加入者に比べて、国保税納税者は育休などの制度がなく、多変不安定な状況で出産、子育てを迎えます。全ての出産当事者の方がより安心して出産できる仕組みをつくってほしいとともに、分かりやすいアナウンスを村民の方にしてほしいという要望とともに、賛成討論とします。
 ○議 長 ほかに討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
 日程第12 議案第9号 財産の取得について
 を議題とします。

○建設環境課長 提案理由の説明を求めます。
 議案第9号 財産の取得について提案説明をいたします。
 提案理由は、三共地区公共施設整備事業緑地整備工事に係る土地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の土地については1件5,000平米以上とする規定により本案を提出するものであります。
 取得する土地につきましては記書きのとおりであります。
 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。
 これから質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
 お諮りします。
 日程第13 議案第10号 令和5年度中川村一般会計補正予算(第5号)
 日程第14 議案第11号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第15 議案第12号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第16 議案第13号 令和5年度中川村水道事業会計補正予算(第3号)
 日程第17 議案第14号 令和5年度中川村下水道事業会計補正予算(第3号)
 以上の5議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第13 議案第10号から日程第17 議案第14号までを一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは初めに議案第10号 令和5年度中川村一般会計補正予算(第5号)について御説明をいたします。
 今回の補正予算は、人事院勧告に準じた職員及び特別職の給与改定等に係る人件費の追加、国の令和5年度第1号補正予算に係る低所得世帯等臨時特別給付金関連予算

の追加、その他年度末までに必要な予算について所要の補正を行うものであります。
 議案書を御覧ください。
 第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,660万円を追加し、総額を46億6,490万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表によるもの、第2条 債務負担行為の補正は第2表、第3条 地方債の補正は第3表によるものであります。
 初めに、5ページ、第2表 債務負担行為補正であります。第3期子ども・子育て支援事業計画策定業務は、令和6年度中に策定する令和7年度から5年間の次期計画について、利用者ニーズを含めてサービス料の見込みを早い段階で把握し、それに基づいた方策を定めるため令和5年度から2年間で計画策定を進めるもの、小和田地区基盤造成工事は、令和6年度から令和8年度に施工する小和田地区基盤造成工事B2工区について来年4月当初から工事に着手する必要がある、令和5年度内に工事の発注及び契約を行うため債務負担行為の議決をお願いするものであります。
 6ページ、第3表 地方債補正は、今回の補正予算に合わせて表にあります過疎債ハード1事業の追加と過疎債及び災害復旧事業債6事業の変更、また林道災害復旧事業については激甚災害の指定により補助率が増嵩される見込みであることから廃止するものであります。地方債全体で720万円の増額となります。
 7ページからは事項別明細書になります。
 なお、さきの議会全員協議会で資料をお配りしてございますので、主なものについて説明をさせていただきます。
 初めに歳入であります。9ページ、1款 村税は今年度の課税調定見込みによる補正で、合わせて265万6,000円の増。
 10ページ、8款 自動車取得税交付金は自動車取得税廃止後の錯誤更正による交付金の追加。
 12ページ、16款 国庫支出金であります。それぞれ各種負担金、補助金等の内示及び交付決定等による補正で、02国庫補助金、企画費補助金2,374万円は、今国会で承認をされました国の令和5年度第1号補正予算による物価高騰対応重点支援臨時交付金のうちの低所得世帯等支援交付金の追加であります。
 なお、当交付金につきましては、名称を含めて詳細が不確定でございましたので前回と同様に新型コロナ対応地方創生臨時交付金として計上してございますが、今後、詳細が決まった段階で細節を組み替えさせていただく場合がありますので、御承知おきをいただきたいと思います。
 13ページ、17款 県支出金も県補助金の内示、交付決定等による補正であります。総務費県補助金、自転車用ヘルメット購入支援事業補助金1万2,000円は、全協で御説明をしたものであります。自転車のヘルメット着用率を上げることを目的に長野県が今年度新たに設けた補助金で、令和6年度までの2年間の時限措置として、16歳～18歳及び65歳以上の者を対象に市町村が行うヘルメット購入補助に対して2分の1以内、上限1,000円の補助を行うものであります。

14 ページの 18 款 財産収入、財産売払い収入は、アルプスビュー沖町の戸建て村営住宅 2 戸の土地、建物の売払い金であります。

15 ページの寄附金は、個人の方から消防団活動への謝礼として頂いた寄附金であります。

16 ページ、22 款 諸収入、雑入、その他建設環境関係 9,944 万円は、リニア中央新幹線工事発生土活用事業に係る J R 東海との協定に基づく協力金の追加であります。

17 ページの 23 款 村債は、先ほど御説明をした第 3 表 地方債の補正の内容のもので、全体で 720 万円の増であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

全体的に人件費の補正がございますが、職員及び特別職、議会議員の給与、報酬改定に伴う増額と、6 か月が経過しフルタイムでの雇用が確定した第 2 号会計年度任用職員の給与について、報酬から給料、手当への予算科目の変更が主なものでございます。

給与費の明細につきましては 46 ページ以降に掲載してございますので、御確認をお願いいたします。

初めに、18 ページ、1 款 議会費は、ただいま御説明をした人件費の補正であります。

19 ページ、総務費であります。一般管理費は人件費の補正と、需用費、委託料、備品購入費は来年 4 月から運用開始を予定しております勤怠管理システムの導入経費の追加で、全体で 728 万 5,000 円の増であります。

20 ページの財産管理費、庁舎管理費は、役場庁舎の施設修繕料、庁内時計更新工事等の増額により 286 万 5,000 円の増。

21 ページ、企画費は、地方創生推進事業の子育て世代住宅取得支援事業補助金の追加等により全体で 540 万 8,000 円の増。

22 ページの交通安全対策費の補助金は、先ほど御説明をした自転車用ヘルメット購入補助金の新規計上で、村では県の補助対象者以外にも全村民を対象として対象経費の 2 分の 1 以内、上限 3,000 円で補助を行うものでございます。

なお、申請見込み数の把握が難しいため、今回 10 万円を計上し、必要に応じて 3 月議会で予算の補正をさせていただきたいと考えております。

次に 25 ページ、3 款 民生費であります。社会福祉費、社会福祉総務費の障害者支援事業は自立支援給付費等の追加で、合わせて 310 万 3,000 円の増。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、先ほど御説明をした国の補正予算による低所得世帯等給付金関連経費の追加で、物価高騰に対する低所得世帯等の生活支援として今年度既に給付をいたしました 1 世帯当たり 3 万円に加えて 1 世帯当たり 7 万円を追加給付するものであります。

社会福祉総務費全体では 2,767 万 3,000 円の増であります。

26 ページ、老人福祉費は、介護保険事業人件費の追加、老人福祉施設管理費の憩いの家で現在試験運用をしております利用者本人確認端末の導入経費の追加等で 214 万

6,000 円の増。

27 ページ、児童福祉総務費、児童福祉費の役務費と委託料は、先ほど第 2 表の債務負担行為で御説明をいたしました子ども・子育て支援事業計画策定業務に係る経費の追加で、今年度は計画策定の基礎となる利用者のニーズ調査等を行うものであります。

児童福祉施設費は、人件費、保育園施設修繕工事費等の追加により 666 万 7,000 円の増であります。

次に、29 ページ、4 款 衛生費であります。保健衛生総務費は人件費の追加等により 157 万 2,000 円の増。

30 ページ、環境衛生費は、人件費の補正のほか、ごみ処理事業の需用費は、地区からの要望を受けて各地区集積所のごみ収集ケースの補充と一部更新を行うため、購入費用として 110 万円を計上するものであります。

31 ページ、6 款 農林水産業費の農業費、農業振興費は、農業担い手支援事業補助金の追加等により 472 万 8,000 円の増。

33 ページ、林業費は、人件費等の増により 254 万 9,000 円の増。

34 ページ、7 款 商工費の商工振興費は、商工事業者省エネルギー設備等導入促進事業補助金の追加等により 132 万円の増。

観光費は、地場センター 2 階外壁・屋根塗装修繕工事の増、チャオ駐車場区画線塗り替え工事費の追加等により 494 万円の増であります。

次に、35 ページ、8 款 土木費であります。道路橋梁費の道路維持管理費は、支障木除去業務委託料、地区要望等による村道維持工事費の追加等で 750 万円の増。

36 ページ、道路新設改良費は、電柱、水道施設等、支障物移転補償費の追加等により 780 万円の増。

都市計画費の公園費は、全協で御説明をいたしました三共地区緑地整備工事費等の追加で 4,503 万円の増であります。

37 ページ、9 款 消防費、非常備消防費は、消防団員の中型運転免許取得補助金の追加であります。

次に、38 ページ、10 款 教育費であります。教育総務費は人件費の補正等が主なものであります。

39 ページ、小学校費から 40 ページの中学校費も人件費と学校施設の修繕料等の補正が主なものであります。

41 ページからの社会教育費も人件費等の補正が主なものでありますが、42 ページの歴史民俗資料館管理事業は、資料館の増改築実施設計業務委託料について、競争入札の結果、契約額が予算額を大幅に下回ったため 1,700 万円を減額するものであります。

43 ページ、アンフォルメル中川村美術館管理事業と体育施設管理事業は、各施設の修繕料、支障木除去作業委託料等の追加。

44 ページ、11 款 災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、鳳来沢川災害復旧工事費 600 万円を新たに追加するものであります。

○保健福祉課長

最後に、14 款 予備費を 1,095 万 9,000 円増額し、予算の調整を行います。
以上、御審議のほどよろしく願います。
それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。
まず議案第 11 号 令和 5 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
をお願いいたします。
第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 1,900 万円を追加し、予算の総額を 4 億 3,900 万
円とするものです。
最初に歳入ですが、5 ページを御覧ください。
国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備補助金が確定し 2,000 円を増額。
6 ページですが、県支出金は、保険給付費等の増により普通交付金を 1,899 万 8,000
円増額します。
続いて歳出ですが、8 ページを御覧ください。
保険給付費は、一般被保険者の給付額増により不足が見込まれることから、療養給
付費、療法費、高額療養費を合わせて 1,900 万円を増額します。
次に議案第 12 号 令和 5 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）をお
願います。
今回の補正は、予算増額の増減はなく、歳出の事業間での予算額の調整を行うもの
です。
歳出、3 ページを御覧ください。
地域支援事業、介護予防事業で介護予防普及啓発を担当する会計年度任用職員の報
酬に不足が見込まれることから、報酬に 6 万円、通勤手当として 1 万円を増額します。
包括的支援事業、任意事業は、会計年度任用職員がパート職員からフルタイム職員
に変更になったことによる振替と時間外手当の増額、人事院勧告による期末手当の支
給率改定によるもので、全体で 34 万 4,000 円増額となります。
4 ページの予備費で調整し、予算全体では増減なしとしました。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。
議案第 13 号及び第 14 号について提案説明をいたします。
まず議案第 13 号 令和 5 年度中川村水道事業会計補正予算（第 3 号）について提案
説明いたします。
今回の補正は、人事院勧告に伴う営業用の増加による収益的支出及び管路設計業務
の追加による資本的収入支出の補正を行うものであります。
第 2 条 収益的収入については、職員給与費を人事院勧告に伴い改め、営業収益に
39 万円を増額し、総額を 1 億 3,083 万 2,000 円とするものであります。
第 3 条は、企業債及び調査費の増加による資本的収入支出の補正を行います。
企業債 310 万円は簡易水道事業債の増額によるもの、建設改良費 367 万 7,000 円は
飯島中通連結管の追加設計業務と下平地区での配水管設計業務となります。
第 4 条は、起債限度額を補正予算額に合わせて補正し、総額を 1 億 5,430 万円に改
めます。

○建設環境課長

○議 長

○5 番

第 5 条は、経費の金額について、職員給与費 39 万円を増額します。
以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをい
ただきまして、提案説明とさせていただきます。
続いて議案第 14 号 令和 5 年度中川村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
提案説明いたします。
今回の補正は人事院勧告に伴う営業費用の増加等による収益的支出の補正をするも
のであります。
第 2 条 収益的支出について、営業費用に 19 万 9,000 円を増額し、総額を 2 億 7,446
万 7,000 円とするものです。
第 3 条 職員給与費を人事院勧告に伴い記載のとおり改めます。
以下、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをい
ただきまして、提案説明とさせていただきます。
以上、御審議のほどよろしく願います。
説明を終わりました。
これから本 5 議案について一括して質疑を行います。
（桂川 雅信） 一般会計補正予算のうち歴史民俗資料館増改築実施設計業務委託料
が 1,700 万円減額補正されたことについて質問いたします。
この減額は当初予算から大幅な値引きでの落札でした。この要因となったのは指名
競争入札に参加した委託業者の中に構想策定や基本設計を担当した業者が十分な情報
を持っていたからだと思われていますが、実際にそうなのかどうか、根拠がありませ
ん。
問題は、大幅な値引き額で落札したことよりも、本来、今後数十年先まで村民が利
用する社会教育施設を価格が安ければよいといった基準だけで委託、設計してよいの
かどうかという問題です。つまり、歴民館のような施設計画・設計を道路や橋のよう
に一定の規格や構造基準が法的にもう既に決まっている構造物と同じように考えてよ
いのかどうかを聞きたいと思います。
歴民館のような博物館に限らず、図書館や文化センター、美術館、学校施設などの
教育施設や行政機関施設のように多くの国民が恒常的に利用する施設の理念は年々変
化しています。かつての博物館は希少な収蔵物を展示して来館者に見せる施設でした
が、近年では展示よりも来館者が能動的に学習するために収蔵物を活用する体験的施
設として変化しており、そのための仕掛けは国内外で新たな進展を見せております。
博物館学は時代の流れを反映してこれらの施設の流れを先導してきており、特に長
い歴史のある欧米の博物館の在り方から日本も学びながら発展してきています。
欧米では地方の小さな博物館も地域の歴史や文化芸術の学習拠点としての役割を果
たしており、建物は古くとも、内実は展示から能動的学習への社会教育機関として変
貌を遂げており、そのレイアウトや充実した機能は、大規模博物館のそれとは一味違
う、それでいて地域に溶け込んだ地域に根差した施設が普通に存在します。これは図
書館や美術館も同様であり、今日でも社会教育施設の在り方は欧米に学ぶところが多

いのです。

我が国の博物館、博物館学の専門家や専門コンサルタントは、このような知見をここ二、三十年でかなり蓄積しており、本来ならば、現時点で中川に最もふさわしい博物館とはどうあるべきなのか、専門家集団の企画、提案によるコンペティションが開催されるべきだったと思います。

歴民館の収蔵物を未来に生かし、未来の中川村民にどのようにつないでいくのか、歴民館がその中心となる施設であるのですから、その未来の在り方を決める計画、基本設計や実施設計を入札価格の安いほうで決めるというのは将来に禍根を残すことになったのではないのでしょうか。

専門家のコンペの評価が行政だけでは困難だということであれば有識者を交えた応募作品の評価委員会を設置すればよいだけであって、尻込みをする理由にはならないと思います。

村教育委員会が歴民館の周辺再編計画に着手したのは平成 30 年でした。令和元年に答申が出されていますが、歴民館の基本設計が発注されたのは3年後の令和4年6月でした。本来ならば、構想の段階から先進事例を見ながら村民が未来の歴民館の夢を語る時間があったべきであったと考えます。

私が危惧するのは、今検討が進められている新しい学校づくりでも同様のことが起きるのではないかという点です。

学校施設は教育の内容によって変化してきており、この 20 年ほどはさま変わりしてきました。子どもたちの安全を確保しながら学びの場をつくり、かつ地域との十分なコミュニケーションを確保する、あるいは放課後児童生徒の学習と生活の場を確保するといった難題を建築物として構想し表現することは、コンサルタントの入札価格で決まるような話ではないと思います。

村と教育委員会の見解を聞きたいと思います。

○教育次長

それでは私のほうから回答させていただきます。

議員におかれましては、各それぞれの立場でいろいろなアドバイスをいただいております。ありがとうございます。

今回の歴史民俗資料館の設計の関係ですけれども、議員のほうからは専門家のほうの御意見をということで以前に話をいただいております。

教育委員会のほうでこういった内容のことも検討いたしました。今回は既存の博物館の増改築というところもありまして、既存の建物との接続ですとか一体感というところと、あとはプロポーザル方式等で様々な提案をいただいて特化したデザインですとか複雑なデザイン等々があった場合、今後、多用途に利用しにくくなるというようにところを考える場合もあるということもありまして、今回の増改築ではそういったところは行わなかったところがあります。

また、バックヤードの関係につきましては学芸員のほうで資料の整理、保存等を行いやすく使い勝手がいいものにしたいということと、展示室、特別展示室につきましては、学芸員のイメージですとかアイデアによりまして様々な展示に対応できるよ

うに、凝ったつくりというか、そういった空間にはせずにシンプルな箱にするというところで現在は進めておるところであります。

また、議員のほうからありました今後の施設の関係になりますが、現在、新たな学校づくりの関係で住民の皆さん等に御意見をいただいております。今後の設計の関係につきましては、具体的に進む段になりましたら、こちらのほうもプロポーザルというか提案型でよりよいものを造っていきたいというふうに考えておりますので、今後の新築の建物等については積極的にそういったところを取り入れていきたいと思っております。

以上です。

○副 村 長

それでは、私のほうから入札の結果、予定価格、予算額と大きな開きが出たという結果について多少ちょっと御説明をさせていただきたいと思っております。

今建築の設計は、当初、予算を計上する際にもどういった実施設計の予算額を盛るべきかということで議員からも意見をいただいたところあります。

これは国の基準に基づいた実施設計の設計費として計上し、それに基づいて入札にかけたところあります。

たまたま基本設計を請け負った業者がこの価格で落札をしたということでございますが、正直申し上げ、ちょっとここに数字はございせんが、ほかの参加した業者も予定価格に対してかなり乖離があったものと承知をしております。

正直申し上げまして、建築の設計につきましては、これまでも国の基準による設計金額に対してこの辺の設計の事業者さんの落札の価格というのはかなり乖離があるというのも現実でございます。

ただ、それぞれの事業者さんは経験とそれなりの実績、また資格もちゃんと持っていらっしゃる方ですので、金額に関わらず適正な設計をしていただけるものというふうに思っております。

○議 長

○5 番

よろしいですか。

(桂川 雅信) 今の見解の中ではプロポーザル方式でやるととっぴなものが出てきたりして困るというような御見解でしたけれども、とっぴかどうかとかこれは困るのかってというのは村側が判断すればいいことであって、内容を見ずして、プロポーザル——競争をやめてしまうっていうのは、どうも納得がいかないと思います。

もう今後のことでもありますので、今度の学校施設の建設、あるいは今後もまだ公共施設の改築があると思いますけれども、価格競争で決めるべきではないものはきちんと内容で競争させるという原則をぜひ打ち立てていただきたいと思っております。

価格競争ですべきでないものっていうのは特にあると思っております。しかも日進月歩で技術も変化してきていますし、アイデアも変わってきていますので、そういうものをきちんとその都度取り入れていくという姿勢を持っていただきたいと思っております。

以上です。

○9 番

○議 長

(大原 孝芳) 議長。質疑だもんで……。今のは質疑じゃないから……。

うん。分かる、分かる。

いいですね。桂川さん、いいですね、今のは。
 そのほかはいいですか。

○5 番 (桂川 雅信) はい。
 ○議 長 そのほか質疑はありませんか。――よろしいですか。
 質疑なしと認めます。
 次に議案第10号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと……。
 ○5 番 (桂川 雅信) 今回の一般会計補正予算に賛成して討論に参加します。
 一般会計補正予算では第3期中川村子ども・子育て支援事業計画策定について2年間の債務負担行為として計画策定業務の委託料が計上されており、今年度内にニーズ調査を行うこととしています。
 子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法第61条及び62条において5年を1期とする計画を定めるものとされており、村の場合は計画実施スタートが令和7年度からで、その後5年間の計画となりますが、この5年間というのは村では新しい小中学校のスタートと重なっています。
 もともと子ども・子育て支援事業計画は地域全体での子育て支援や子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進することを目的としたものでありますが、村の新しい学校づくりでも地域との連携が最重要課題となっています。その意味では、第3期子ども・子育て支援事業計画は保育園から小中学校の子どもたちの成長を地域全体でどのように支えるかという極めて具体的で実践的なテーマを突きつけられていることとなります。
 したがって、このような業務に堪えられる、あるいは応えられるコンサルタントの選定を厳格に行っていただくことを要望するものです。
 くれぐれも見積り金額や入札金額が一番安かったからという理由だけで選定することなどしないようにしていただきたい。
 また、年度途中での検討は、子ども・子育て会議だけでなく、新しい学校づくりプロジェクトとも絶えず相互に意見交換する場を設定していただくことを要望して、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第10号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第11号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第12号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第12号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第13号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第13号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。
 次に議案第14号について討論を行います。
 討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。
 これから議案第14号の採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。
 ここで暫時休憩とします。再開は午前10時45分とします。
 [午前10時29分 休憩]
 [午前10時45分 再開]

○議 長 会議を再開します。
 日程第18 一般質問を行います。
 通告順に発言を許します。
 5番 桂川雅信議員。

○5 番 (桂川 雅信) それでは質問通告に基づきまして質問を行いたいと思います。全部で3問あります。

最初は「地域活性化指標の構築への提案(1)」です。まだ続きをやるつもりでおります。サブタイトルは「～イメージだけの「活性化」は幻想の産物～」と書きました。中身を聞いていただきたいと思います。

1、地域活性化の呼びかけは全国どこでも聞かれますが、現実にはそれが何を示しているのかよく分からないことがほとんどです。

地方自治体の首長選挙や議員選挙でも、子育て支援で地域活性化、道路建設で地域活性化、観光開発で地域活性化、企業誘致で地域活性化、人口減少対策をして地域活性化などなど、スローガンにはどれも地域活性化がついていますが、現実にはそれが地域を活性化させるのかどうかよく分からないものが少なくありません。

なぜあまり根拠のないキャッチコピーが横行するのでしょうか。それは、そもそも地域活性化という言葉そのものがあまり根拠のないイメージ戦略として利用されているからで、都合よくこの言葉を使って住民の関心を引こうとしているからであります。

活性化の言葉は現在が停滞しているという不安感を表現しているように感じられますが、これは、多くの場合、住民が過去に経験した経済成長時代の雰囲気との比較で語られることが多く、その意味では全国どの市町村でも通用する言葉となっています。

ただし、この場合の活性化のかけ声は、今後の人口減少時代を考慮しない経済成長ありきの幻想に依存しており、現実的な持続可能な地域づくりにはほとんど役立っていません。

一例を挙げます。長野県内で最大の商店街と言われた長野市の権堂商店街は、1997年には長野新幹線開業と善光寺の御開帳があり、この後も善光寺の御開帳は昨年まで5回繰り返され、1998年には長野オリンピックが開催されていますが、全国状況と同じようにこの商店街もシャッターを閉める商店が増えていきます。

新幹線駅が開業しビジネス客や観光客も増えたのに地元商店街はなぜ衰退するのか、活性化を言うのなら、これらの現実を私たちは真剣に考えてみる必要があります。

さらに、地域が活性を失ったのは、日本の高度経済成長が崩壊してバブルもはじけ、これと同時に人口減少時代に突入したことで、その全てのしわ寄せが地方経済に押し寄せているからにほかなりません。

1990年からの失われた30年、日本は先進国の中でも類を見ない低賃金構造が定着してしまい、現役世代の消費意欲は低下する一方で、経済成長を支えた世代は高齢化によって消費内容も変容し消費量も低下してきたため、国民の消費力が支えた国民総生産は低下する一方で、来年、日本はついにGDP世界ランキング4位に転落すると予測もありますし、IMD「国際競争力年鑑」によると、国際的な競争力で1993年に2位だった地位は2023年には35位に転落しています。この30年間に消費税を導入して国際競争力を強化すると言ってきた政府の経済政策は完全に破綻してしまっています。

こういった状況の中で日本の人口減少をどう見るのか、もう一度考えてみる必要が

あります。

資料を添付しておりますが、資料の図1は日本の総人口の長期的推移、図2は1970年と2050年時点の人口ピラミッドの比較ですが、日本の人口は既に下降局面に入っており、2004年をピークに100年間で100年前の明治時代後半の水準に戻っていきます。この変化は1000年単位で見ても類を見ない極めて急激な減少となっており、第二次世界大戦後の50年間でつくり上げた経済成長の果実そのものもほとんど形骸化してしまう可能性があることを、私たちは目を背けずに直視する必要があります。

人類史的に見れば、このような大規模で急激な人口増と減少は、有史以来、初めてのことであり、地球上のどの国も経験したことのない事態を迎えようとしているのであって、平和的に人類が生存するためには極めて重要な100年になる時代です。

しかも、これからは1960年から90年までに築き上げた経済成長時代の地域計画そのものが目の前で見直しを迫られてきています。

戦後の人口増加は国際的に見ても先進国では同様の傾向ですが、経済成長を遂げた国々は早くから人口減少に気づいて安定成長路線へとかじを切っていましたが、日本は、1990年代に経済成長が失速し、2008年のリーマン・ショックでさらに失速しているにもかかわらず幻想の経済成長路線を取り続けてきたために、地方にまで経済はいつか活性化するという幻想を振りまきました。しかし、この幻想を打ち砕いたのはコロナによるパンデミックでした。

このような状況下で、中川村のような農村における地域活性化とはどうあるべきなのか、幻想の中から出発するのではなく、村の現実からあと30年後50年後を見越して考える必要があると思います。

ところで、地域活性化とは何なのか、何をもちいて活性化していると評価するのか、どこにも定義らしきものはありません。

あえて言えば、地域活性化とは自治体の地域における経済活動、文化活動への動きを活発化させ活気のある地域づくりを進めていく取組のことであって、地域住民の地域活動へ向けた意欲向上、持続可能な地域社会の創出などへの取組や活動を総称していると考えられています。つまり、活性化とは経済活動、文化活動に住民が生き生きと取り組んでいる姿そのものだと言えます。

経済活動については、国は個別に指標らしきものを出しており、例えば総務省は個人住民税うち市町村民税個人分は自治体にとっては人口や1人当たりの所得が増えるほど税収が増えるため地域活性化の指標にもなっていると述べているので、まずこの指標から村の現状を検討した結果が図の3～8です。

これらのデータを見ますと、村は1990年から2022年まで——およそ32年間ぐらいいですが、人口は16.6%減少しました。

一方で、転入者は増減を繰り返しながらも直近10年は100人～140人で推移しております。

図4を見ると、村の総人口の減少に対して納税義務者数がそれほど減少していないことが分かります。つまり、村の全人口は減少しているものの、同じように現役世代

が減少しているわけではないことが分かります。

このグラフで 2005 年に納税義務者が極端に増加しているところがありますが、これは、この年から 65 歳以上の公的年金受給者が課税対象に加わったことで納税義務書が極端に増えています。そこで、これらの影響を除去するために 65 歳未満のデータを整理したものが図 5 以降のものであります。

65 歳未満のデータは 1990 年からありませんでしたので 2005 年以降のもので整理してあります。

これらのデータを見ますと、まず図 5 では、村の人口が 2005 年から 2019 年までに 12%減少しているのに対し、65 歳未満の納税義務者は 6%の減少にとどまっています。

また、図 7 ですが、コロナの影響を受けていない 2019 年の 65 歳未満 1 人当たり総所得金額ではリーマン・ショック前——2008 年の水準にほぼ戻っていたことが分かります。

しかし、村の 65 歳未満納税義務者の総所得金額はリーマン・ショック前の水準には戻らないままとなっています。

このことは、村全体の現役世代の総収入そのものはリーマン・ショックで激減したが、1 人当たりの収入は改善してきていることを示しています。

我が国の長く続く低賃金構造の中で村の現役世代が生産性を向上させていることは明日への期待を抱かせるものと考えておりますが、これらのデータを見ての村長の見解を伺いたいと思います。

○村 長 御質問をいただきました。

まず、見解と申しますか、感想を述べさせていただきます。

65 歳未満のグラフであります。改めて見て、65 歳未満の 1 人当たり総所得金額であります。これはリーマン・ショックの 2008 年 12 月以後、翌年から 2 年後に最低の 240 万円ラインに下がっております。その後、回復基調となり、新型コロナの影響もあるのか、2020 年には一時下がりますが、急激に回復をしてきております。

65 歳未満の個人総所得金額につきましては、リーマン・ショックの 2 年後に急激に落ちこんでおりますが、回復をせずに下がり続けております。ただ、総額が最低になった 2020 年後の 2 年間は回復基調にあると、こういうのがグラフから読み取れるわけでありまして。

それで、65 歳未満の納税義務者が 6%減少しているということは議員がおっしゃったとおりであります。このことを併せ見ても、課税対象の収入から経費支出を引いたものが所得ということになりますので、生産性の向上という言い方にまとめればということになりますけれども、確かに生産性の向上が反映しているかなということも十分考えられるということでもあります。

このことは、給与所得者が数、総額ともに最も大きく、回復の基調を担ったのではないかなというふうに考えるわけでもありますけれども、2021・2022 年の 2 年間での 1 人当たりの所得額の急激な伸びは何か、農業所得者、個人で営業している所得者など、業態別の分析ができれば、なおこの理由がより明確になるのではないかなというふうに

思っております。総体では議員のおっしゃるとおりだというふう感じておるところであります。

○5 番 (桂川 雅信) 今、村長が言われた図表の解析についてもう一つ追加しておきますが、図 7 で 65 歳未満 1 人当たりの所得金額が 2020 年以降急激に上昇しているのは、多分——これは私の想像ですが、多分間違っていないと思いますけれども、分母が以前よりも小さかったんじゃないかなというふうに思っています。

つまり、全体の金額を割るほうの課税されている人数そのものが減ったのではないかなということをちょっと危惧しております。新型コロナで収入を失ってしまった方、あるいは激減してしまった方が課税対象にならなかった可能性があると思っております。そうすると課税されるべき人数に数えられなくなりますので、確かに人数は減っておりますので、その意味で、ちょっとここを私は解析から除いたということがあります。

ですので、取りあえず新型コロナ発生前の 2019 年のデータと比較するのがいいかなと思っておりますが、今後、私が危惧している新型コロナの影響で職を失った皆さん、あるいは収入の激減した方々が所得を回復する過程では、当然、課税対象者に入りますので、その時点で 1 人当たりの所得金額の推移をもう一度見直す必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それにしても、これまでリーマン・ショックでかなり落ち込んだ私たちの村の経済も微妙に少しずつ生産性が向上してきているということは、若い方々への期待の裏づけになっているというふうに思っています。

もう一つ図表について申し上げたいことがあります。

私は、わざわざ図 2 で 1970 年と 2050 年時点での人口ピラミッドを掲載しました。これは、なぜこんなことをやったかっていいますと、先日、朝日新聞に年齢が 35 歳から 40 歳までの方と 70 歳から 75 歳までの方の消費の動向について解説したグラフが載っております。

それで、年齢が 70 歳を過ぎた人たちは何が消費で少なくなったかという解説がありまして、グラフがありまして、その中で 70 歳以上の方の最大、物すごく消費で減ったのは、まずは当然教育費ですね。恐らく 70 歳以上の方々が教育費として出しているものがあるかもしれませんが、もうほとんどが、95%削減されている状態です。その次に減額されているのは被服——衣服と靴が 45%削減されているというデータがありました。

あとは娯楽も、そちらは今度増えているという形になっておりましたけれども、これは、例えば権堂商店街の話もさっき申し上げましたけれども、高齢者が増えると当然消費の傾向は変わってくる、消費の傾向は変わってくるけれども、商店はそんなに簡単に業態を変えられない、そういうことが反映していることが 1 つの大きな要因になっているんじゃないかなというふうに思います。

先日、知事との懇談会があったときにチャオの理事長が相談をされていたと思いま

す。そのときに今後自分たちの仕事をどうしたらいいかっていうのに知事が答えたと思いますが、知事は大変困っていたと思います。最後に知事がぼそっと言ったのは、業態を変えるしかないんじゃないかなってぼそっと言ったのが大変私は印象に残っていたんです。

つまり、今の経済状態の中で本当に商店街が復活するためには何が必要なのかというのを私たちはもうちょっと真剣に考えなきゃいけないときに来ているんじゃないかなと思います。村の活性化っていうのは、ある意味、地域の商店街とも連動しているところがありますので、私たちはその辺をもうちょっと中身を正確に評価していく必要があるんじゃないかと思っています。

それで、2番目に移ります。

10月の全協にて村から地域活性化計画なるものが示されました。内容は農業活性化計画のようなもので、そもそもこれを地域活性化計画として提出すること自体に違和感があります。

前述のように地域活性化そのものが何も定義されていない状況なので、コンサルタントに委託をする際の仕様書では、まず地域活性化の定義から指示するべきだったのではないのでしょうか、担当課の見解を伺いたいと思います。

ただいまの御質問にお答えいたします。

地域活性化の定義につきまして明確な指示は出しておりませんが、今回の計画については、村の経済活動の活性化を図るための施策検討を行うことを目的に、令和3年度に実施しました地域経済循環分析から導き出されました農業を軸に地域内外の取引を拡大する部分にスポットを当てさせていただいておりまして、そのため農業を基軸の1つとして捉え、持続的な地域づくりの一助となる経済循環ビジョンとなっております。

農業の経済活動を中心にビジョンとして策定したため、議員がおっしゃるとおり、全てを包括するような意味合いに取れる地域活性化計画の名称は、実際の産業振興計画的な中身の今回のビジョンでは違和感があったのではと担当としては感じております。

（桂川 雅信） この問題は地域活性化計画というふうにしたところから問題が発生しておりまして、地域活性化とは何たるかということ定義もせずに仕事に入ってしまったというところが一番の問題だと思います。

私は、今おっしゃったように、この村では農業が基幹産業であり、確かに農業の活性化が村の活性化につながると思います。それをもって地域の活性化と言うのはあまりにも書き過ぎだというふうに思います。これは、できれば名称も変更すべきではないかなと思います。

むしろ、次に述べますように、地域活性化とは経済活動、文化活動に住民が生き生きとして取り組んでいる姿そのものだというふうに先ほど述べましたけれども、経済活動は住民が希望を持って収益を上げられる状態にあること、文化活動は生産活動とは別の場面で自分の人生を豊かにする時間を持つことができる活動ができるというこ

とです。これらが満足できれば、たとえ人口減少下であっても地域は生き生きとした持続可能な村に変容することになります。

人口減少はいずれ一定レベルで停止します。そのときに村が持続可能な状態になっているのかどうか現時点での地域活性化の鍵となるべきであって、決して人口減少を止めることが目的ではありません。

現時点でも全国には人口減少が進行していても住民が生き生きと暮らして活性化していると評価されている地域はあります。

つまり、地域活性化とは外部からもたらされる曖昧なものではなくて、地域内の生産活動と文化活動こそがその指標になるべきであります。

経済活動の指標はこれまでにたくさん提案されていますし、インターネットで調べますと各省庁がいろいろ指標を出しております。それはぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、ここでは文化活動の指標について述べておきます。

例えば村の文化祭の出展者数、ステージ表者数、公民館の登録団体数、公民館事業数や参加者数、伝統芸能団体数と参加者数など、あるいはお祭りなどなど、村内での文化活動と村民の動きが把握できる指標を設定して地域活性化の指標とすべきだと私は考えます。ここには当然高齢者も含まれていますので、経済活動とは全く異なる人生の豊かさを指標として扱うことになります。

1つ事例を申し上げておきます。

実は、私の母親は昨年101歳で亡くなりました。こちらに来たのは90歳のときです。

ただ、私の母親は、この村へ来る前から、大きな都市だった浦和市、当時は浦和市であったところで、漢詩の勉強会、短歌の勉強会、そういったいろいろの勉強会にも行っておりましたけれども、もうたぐさんのサークルに80歳を過ぎて参加をしていました。この村へ来るときも大変残念な思いをしながら村に来ました。

それで、村へ来てすぐに参加したのが短歌の会でした。そして古文書の会にも参加をさせていただきました。毎月、大変意義のある人生を送ったというふうに思います。

こちらに来て短歌の会に参加したときに母親はこう言いました。6人しかいないのよ。いや、そりゃそうです。当時浦和で参加していた短歌の会は20人〜30人ぐらいの人たちがいました。そりゃあ、そこから比べればとても少ないです。でも、私は言ったんです。この村の人口を知っているか、5,000人だよ、浦和の人口は57万人だよ、57万人の人口で30人20人、この村の人口は5,000人、5,000人で6人って少ないかって言ったんです。ちょっと母親は、そのときには黙っちゃいました。

いや、そうなんです。5,000人の村で6人のグループっていうのはそんなに少ない数じゃなかったんですよ。つまり、50万人になれば、本来ならばこの村では数百人のグループになっているんです。つまり、それだけこの村は非常にレベルが高い村だということを私は母親に話しました。母親は、そのときに納得しました。ああ、そうだったんだ。ああ、そういうことなんだ。つまり、高齢になっても自分たちが生き生きと活動できる場がある、そのことがこの村の特徴なんだということを私は非常に感じま

○地域政策課長

○5 番

した。

もう一つ、この村へ来て驚いたのが文化祭です。もう都会では文化祭をやっていません。昔はあったところもあります。ほとんどの都会は、もう文化祭をやっていません。昔は大体公民館が主催でやっていたところはありませんでしたが、今はもうなくなりました。でも、この村へ来たときに立派な文化祭を毎年続けておられるということで大変びっくりしました。バレーボール大会もしかりです。

かつて伊那谷の社会教育活動は非常に活発でした。実はそのことを私は学生時代に知ったんですが、当時の教育学の教員が伊那谷の紹介をしておりました。全国でも素晴らしい活動をしている青年団活動があると言って伊那谷を紹介しておりました。そんなことを今でも覚えております。つまり、それぐらい地域社会の中での動きが非常に活発だった地域であります。

伊那谷は今もその流れをくんでいるというふうに私は思っておりまして、ぜひこの流れを続けていただきたい。そのことが地域の中での文化活動を活発にする非常に重要な指標になってくると思います。これは人口の指標でやっていただければ人口比のほうが私はいいと思いますけれども、そういったものを含めて、次年度は第6次総合計画の後半計画の検討年となりますので、次回の総合計画検討の際には真の地域活性化計画を村民が理解して立案できるよう、村民目線の指標を作成して計画数値を設定することを求めたいと思います。村長の見解を伺いたいと思います。

○村 長 議員の御指摘のとおり、地域活性化という定義については、よくよく分析をしてみますと曖昧なところはあるのかなというふうに思います。

活性化の意味は、停滞していた機能が活発に働くようになること、またそのようにすることというふうにありますので、地域活性化につきましては最初に議員が述べられたとおりだというふうに考えるところであります。

さて、御質問であります。目標や数値設定の必要性につきましては感じており、これまでの議会での一般質問でもありましたとおり、総合計画と総合戦略の統合も視野に入れる中で、総合戦略の総合業績評価指数——K P I を活用するなど、村民目線の指標について多くの皆様から御意見を頂戴しながら多角的な視点で計画数値について検討してまいりたいと思っております。

ちなみに、文化活動の指標についてであります。総合戦略の中では、「基本目標④人口減少下における地域の活力の確保」という項の中の1の「(2) 地域の文化・芸術資源の活用による特色あるまちづくり等の推進」の中で文化団体数を目標数値として設定しております。昨年度は13団体、今年度は14団体が登録をされているところであります。

また、5の「ふるさとづくりの推進」の中でも「(2) 地域づくり団体の育成・支援」としまして村の地域づくり支援事業補助金を活用して活動を行った団体数を目標数値というふうに捉えております。ここ3年間は10団体前後が補助金を活用して活動してきていただいております。

「(3) 地域の伝統文化を守り育てる施策の推進」につきましては、伝統文化や伝統

芸能を伝承する団体数を目標値として設定しておるところであります。団体は地域の獅子舞や芸能保存会など11団体となっております。

さらに、5の「ふるさとづくりの推進」といった項の中では、「(2) 地域づくり団体の育成・支援」として村の地域づくり支援事業補助金を活用して活動を行った団体数を目標数値としておるところであります。ここ3年間は10団体前後が補助金を活用して活動されています。この補助金でないとなかなか支援の場所がないということもあるかと思いますが、数値としてはそういうことで、非常に活発な利用をいただいております。

「(3) 地域の伝統文化を守り育てる施策の推進」では伝統文化や伝統芸能を伝承する団体数を目標数値として設定してありまして、団体は地域の獅子舞や芸能保存会など11団体となっております。

これらの団体の活動状況を参考にして計画数値を設定してまいりたいと思っております。

議員から以前お母様が活動しておられた浦和市のサークルといますかの参加の例と人口比のことをお話いただきました。

また、伊那地域については、私もかつては特に社会教育が非常に盛んな地域だということを知っておりましたし、今も公民館活動にはその名残が十分あるというふうに思っております。

そういう意味で、数値目標にどういうものを設定するかっていうのは、今申されたのをよりどころにしてはどうかというのが1つの提案でありますので、より具体的に、かつ現状を把握しながら、計画を統合する中で目標を定めていくことを考えていきたいというふうに思っております。

○5 番 (桂川 雅信) ぜひ、私が今回なぜ人口減少のグラフを追加したかっていうことを考えていただきたいと思っております。

村だけではなくて、全国の公民館活動、社会教育活動が全盛期を迎えていたのは私たちが現役世代のときです。つまり、人口が急速に増えているときに、実は同じように社会教育活動が非常に活発でした。でも、これはもう、このまま続くとは考えられないと思います。つまり、依拠する世代が変わってきております。

それで、今、村長が言われたように、伝統芸能も含めて、それを支えている人たちが高齢化して、徐々にそこから離れ始めています。地域の活動もしかりです。ですので、そういう時代にこれからの伝統芸能活動あるいは地域の活動をどうやって進めていくのかということ、もう一回、今度は若い人たちと一緒に考えていただきたいと思っております。もう私たちの世代が考えることではない。若い人たち自身が自分たちの地域をこれからどうやっていくのかということ、ぜひ考えていただくような仕組みをつくってほしい。

第6次総合計画の後半計画の策定に当たっても、年寄りではなくて、若い人たちにぜひ参加をしてもらって計画の中身をつくっていただきたいと思っております。次はその世代の皆さんがつくんなきゃいけない時代です。ぜひ、そのための仕掛けをつくってい

ただきたいと思います。

次へ移ります。

2番「介護者に「介護休養日」のプレゼントを」というテーマです。

1、中川村では、毎年2回、要介護者を自宅で介護している介護者に対して介護の月数に応じて介護慰労福祉金を給付しております。これは介護者への経済的支援として行われているもので、昨年度は延べ158人に年間約485万円が給付されました。

自宅で高齢の要介護者を介護していると、それまでの日常生活とは異なる場面に遭遇し、そのたびに経済的な支出が増加します。私も高齢の母親を介護していた際には毎月約1万円近いケア用品を購入していましたので、この給付は大変ありがたいものと感じておりました。

一方で、自宅で高齢者を介護している者には、人にはあまり言えない疲労感やストレスが蓄積してしまうことも事実であり、慰労福祉金もありがたいが、この精神的なストレスは何とかならないかと感じている方も多くいらっしゃいます。

村では、このような介護者のストレスを解消するために介護者支援のイベントも開催しており、参加者からは息抜きができたとの声も聞いておりますが、さらに積極的な対策として介護者を自宅での日常的介護から解放する一晩をプレゼントできないものでしょうか。

つまり、要介護者御本人の精神的、肉体的な条件が許す限りショートステイに1日あるいは2日お泊まりいただいて、介護者には、その期間、身も心も解放するサービスを提供する介護者休養日を提案したいのです。

介護者は、自宅で介護しているときはほとんど気が抜けず、特に夕食後から翌朝の朝食までは夜中に何があっても目が覚めて介護する生活をしています。デイサービスを利用しない日は自宅で24時間の見守りをしている状態になります。

自分の親を介護している場合は知らず知らず声が大きくなってしまい、言葉も強い調子になりがちですし、義理の親を介護している場合はストレスがもっと蓄積してしまいます。

実は、このような介護者の精神的状態について介護されている側はあまり理解していないことが介護者のストレスをさらに強くしているようにも思えます。

現代は特に長寿社会となり、80歳以上の方々は当たり前のように存在していますが、その方々の多くは御自身の両親を高齢の介護状態でみとった方は今よりも比較的少なかったはずで、つまり、現在介護を受け超高齢の方々には、自分の家族がどのような気持ちで介護しているのか恐らく気づいていない方が多いのです。人によっては、自分も親の面倒を見たんだから子が親の面倒を見るのは当たり前と思っている方もいらっしゃるかもしれません。

そのような中で介護者に寄り添う施策は、経済的支援だけではなく、介護休養日を社会的に認めることも重要な対策になってきていると考えます。

介護者のストレスを定期的に解放してあげることが継続的に介護者の悩みを聞いてあげることと連動しています。

また、介護者のストレスが極限状態に達する前に必要な緩和策を取ってあげることも自宅での介護を継続する上で重要な施策と考えます。

担当課のお考えを伺いたしたいと思います。

○保健福祉課長

それでは、まず介護保険制度について簡単に説明をさせていただきます。

介護保険は、要支援・要介護状態となった全ての65歳以上の第1号被保険者と、40歳から64歳までの2号被保険者のうち老化による疾患が原因で要支援・要介護状態になった方が利用でき、利用者自らの申請を基本として、ケアプランの下、自助、互助、共助、公助のサービスを総合的に自由に選んで利用することができます。

介護保険制度が始まる前の老人福祉制度と老人医療制度では、今後急速に進む高齢化、介護期間の長期化傾向、介護する家族の高齢化など、様々な課題への対応が限界を迎えてしまうことから、国民の共同連帯の理念に基づき、保健医療、福祉サービスの給付を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的として創設をされました。

それまでは家族が担うことが当たり前とされていた介護を共同連帯、社会保険方式という考え方のおり社会全体で担うとされ、介護サービスを買う仕組みとなり、デイサービスやショートステイも平等に選んで利用できるようになりました。

簡単ではありますが、以上が介護保険制度についてであります。

それで、このように介護保険のサービスは制度で決まっておりますので、議員の御提案されました介護休養日は、保険内では提供できませんが、村独自の支援として緊急宿泊サービスや移動支援、各種補助金などを提供して介護者をサポートする体制も整備してきております。

また、保険サービスを平等に皆が利用できるように、低所得者の方には、減額や補助、高額になった場合の給付など、経済的支援も行っています。

しかし、介護保険制度やサービスは介護の当事者になってみないと興味を持たない風潮があります。結果、十分周知ができていないことが課題であるとも認識しております。村だけでなく、医療機関、ケアマネジャー、サービス事業者等と協働で介護保険について周知、啓発していくようにしていきたいと思っております。

○5番

(桂川 雅信) 2に移ります。

1で述べた自宅の介護の中でも今最も深刻なのは介護者が1人で要介護の親族を介護している方の問題です。

中でも男性1人で家族を介護している状態はその深刻度が増しており、ストレスが極限になってしまった場合は最悪の事態を招きかねない状態です。

単身介護は自分が倒れたら相手も死んでしまうかもしれないというストレスが介護者の心身の健康状態をさらに危うくしているのです。

また、単身介護は家族間の愛情だけに支えられている傾向が強く、特に男性介護者は自分だけで何とか乗り切ろうとする傾向が強いように感じますが、緊張の糸が切れたときの危うさを感じざるを得ません。

人は誰でも緊張状態が継続すると必ず極限状態で健康障害を発症します。高齢にな

ればなるほどその障害の程度は重くなりますから、介護者も共倒れになってしまう可能性もあります。

高齢世代が増えるにつれて医療費や介護費用の増加が問題になっていますが、全ては健康なときにどれだけ予防できるかが鍵を握っていることが明らかになっているのですから、要介護者だけでなく、介護者の社会復帰も視野に入れて対策が取られるべきと考えます。

中川村は、大都市と異なり、村民の顔の見える、つまり村民の一人一人の状況が見えている社会福祉行政が行われていると感じています。恐らく村民の誰が今どのような状態かを把握していることと思いますが、特に単身介護者の状況をどのように把握しているか伺います。

また、それらの単身介護者の要望をどのように受け止めているのかも伺いたと思います。

○保健福祉課長

介護保険のサービスは、先ほども申しましたように申請があつて初めて利用できるサービスとなります。

前段として医療機関が関わっている場合は、本人の同意の下、医療機関から紹介を受けることや本人、家族からの相談を受けて開始する場合は主な申請の道筋です。

地域からの声を基に地域包括支援センターが相談として受け付けて、地域支援事業として支援することもあります。

いずれの場合も介護保険申請に至らないことも多く、地域包括支援センターを中心に保健センターや社会福祉係、民生委員と協働して保健医療、その他のサービスにつなげられるように支援を展開しています。

また、社会保険加入者の医療情報が村に提供される仕組みがなく、就労する高齢者も増えている状況から、現役世代ばかりでなく、高齢者についても情報が入りにくく、介護予防についても早い段階での情報提供や資料ができない状況もあります。

現在は、地域のつながりの希薄化、個人情報保護の考え方だけが先行し、地域の方々が現実を知らないという場合も少なくありません。地域の方々のつながりがよりよいつながりになるように地域の方と考える機会を持ったりし、介護に限らず声を上げられない人の把握に努め、支援することができるように努力していきたいと思ひます。

○5 番

(桂川 雅信) 今、課長がおっしゃったように、やっぱり地域の中で介護している方を支えていくという仕組みを考えないといけないのではないかなと思ひます。

今までは、介護を受けているほう——要介護者だけが目標になっておりましたけれども、やっぱり介護しているほうのことも地域で見えていただきたい、見る仕組みをつくるということも必要だと思ひます。

先ほど来、出ていますが、そういう状態であるのに介護の認定も受けないという状態の人が何人かいらっしゃるようです。それは、介護保険の認定を受けると、例えば介護の施設や道具を購入する場合にも介護保険から補助が受けられるということをきちんと理解してもらふ必要があると思ひます。

あるいは家の中の改造をするときも、あるいは用具を購入するときも、介護保険か

ら一定割合で負担をしてもらえますので、そういうことを該当者によく説明する、周知することが必要なのではないかなと思ひます。やっぱり、そういうことをまだ御存じない方がいらっしゃるんですね。ですので、これは、ちゃんとそういうことを受けていいんだと、支援を受けていいんですね。よっていうことをぜひ周知していただきたいと思ひます。

次へ移ります。

3番目は「信州大学との産学間連携協定の締結を」というテーマです。

中川村では、今、若い生産者を中心に新たな栽培品目への挑戦や新たな6次産業化への挑戦が進行しています。若い生産者が次世代を目指して挑戦を始めていることに敬意を表するとともに、それらが成功裏に進行することを目指して、ここでは信州大学との連携を提案します。

添付した資料は辰野町と宮田村の信州大学農学部との連携協定書ですが、県内で多くの自治体が多目的で信州大学との地域連携協定を締結しています。

最近では飯綱町と信大、民間企業が連携して廃棄している授粉用リンゴから高付加価値のフルーツエール——クラフトビールを製造することに成功したと伝えられましたが、このような連携による産物はこれまでも多数出ています。

大学は、今、地域との連携を強化することで大学としての価値を高める場面もあり、特に研究室によっては学生の研究テーマの発掘にも役立っています。

中川村では、これまで、私が個人的に連絡を取って村の新たな栽培品目拡大に農学部教員に来ていただいておりましたし、栽培方法や新産業開拓に関しても講演を依頼してきましたが、今後個人的な付き合いだけで村に来ていただいて提案いただくことは既に限界に達しています。これから先は、行政が仲立ちをして、村民、村内企業、大学の研究室を連携させる協定の締結に進んでいただきたいと考えます。

連携協定では一般的な表現で連携と協力関係がうたわれておりますが、現実には個別の研究テーマとの結びつきを想定されているもので、中川村でも既に具体的なテーマは幾つか出ております。

協定ができれば何か生み出されるというのではなく、現場からのアイデアや希望が新しい製品を生み出すことが頻繁にあります。この機会に生産者から研究開発の要望が出ることも考えられますので、これらも含めて早急に協定締結に持ち込んでいただきたいと考えます。村長の見解を伺います。

○村 長

産学官の連携協定につきましては、国立大学法人法においても国立大学法人にとって重要な役割の1つとして位置づけられているということのようでもあります。

多くの自治体においても、農業に限らず、各種産業などの課題解決に向けて、また将来的な発展を望む中で連携協定を締結しているように、学術の発展と地域振興を両立させる非常に合理的でメリットの多い範疇だというふうに思ひます。

一方で、村においてであります。議員の紹介により信州大学からの情報提供や公園などの機会を持つことができました。

また、研究対象の農作物や林産物についての正しい捉え、それらの栽培のアドバイ

ス等をいただいております。

村内では、農業をはじめ、いろいろな分野で若い方の挑戦がされております。これに対して村もできる限り相談に乗るとともに、支援を行っております。村としてもこれら全ての挑戦が発展的に実を結ぶことを願っているところであるということであり、

しかしながら、行政の支援には限界があるということもありますし、相談につきましては技術面、知識において専門的な知見からの的確な相談体制にも限りがあるということから、産学官連携による情報などの共有が新しい挑戦への一助となると考えるということでもあります。

提案をいただきました連携協定の締結についてであります、農学部となると業態に限られるということも考えられます。他産業、文化などについては、他学部、他大学との連携協定締結の可能性も排除することなく、またその必要性も見極めながら考えていきたい。

ただ、まず第一歩として、現実には信州大学農学部の先生から、先ほど申しましたとおり、中川における農作物の栽培、新たな林産物の発展栽培、こういったことについて提案とともに講演もいただいておりますので、まずは信州大学農学部と相談をしまして連携協定の締結を検討していきたい、こういうふうにお考えしております。

○5 番 (桂川 雅信) 農学部との連携協定ということで前向きに考えていただけるようなので、取り組んでいただきたいと思います。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、飯綱町の連携相手は信州大学の工学部だったようです。それで、そこでやっているのは発酵学で、私はまさか工学部で発酵学をやっているとは思いませんでしたので工学部を入れなかったんですが、工学部も、実は村の産業といいますか、工業の世界でも連携すべき相手でもありまして、工学部は——皆さんも覚えていらっしゃると思いますが、昨年、善光寺の御開帳があったときに、御開帳の柱がありましたよね。お寺の前に柱を立てて、触ると何か御利益があるんですけど、あの柱が光触媒だったというのは御存じですよ。

あの光触媒を開発したのは信大の工学部の教員なんですが、実はあの教員の光触媒の研究報告を私は聞いておまして、なかなか面白い発表でした。それで、実はお友達になっているんです。

村の産業でももう少しここが何とかならないかっていう話があれば工学部との連携も当然あり得るというふうには思っております、信州大学はもともと総合大学ですので、連携協定するときに全学部で総合連携協定を結ぶところも今は結構増えています。

ですので、農学部で取りあえずっていうのも私はいいと思いますけれども、全学部的な総合的な連携協定を結んでも、もうそんなに遅くない時期にそちらのほうの要望が出てくるのではないかと感じておりますので、ぜひそういうことに慣れていただきたいと思います。

実は大学は地域との連携を非常に重視しておりますので、大学の研究者とつながっていただいて、むしろそのことによって村のほうも生産を上げていくということにさせていただければ、もっと次の発展が見えるんじゃないかなと考えます。

以上で私の質問を終わります。

○議 長 これ桂川雅信議員の一般質問を終わりとします。
ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

[午前11時38分 休憩]

[午後 1時00分 休憩]

○議 長 会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 中塚礼次郎議員。

○3 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問について質問をいたします。
今は子どもの権利条例を制定する自治体が全国で増えつつあり、長野県でも県と松本市が既に制定していて、長野市が制定に向けて準備を進める方針です。

子どもの権利条例は、1989年に国連で採択されて日本が1994年に批准した18歳未満の全ての人の保障と基本的人権の尊重を促進することを目的とした子どもの権利条約に基づいたもので、4月に子どもの権利を守る国や自治体の責務をまとめたこども基本法が施行されたことにより、その制定機運が高まっています。

しかし、2024年で子どもの権利条約の批准から30年を迎えるわけですが、日本政府は権利条約の実施に全く無関心の姿勢を取り続けています。

いじめ、不登校は増加傾向を続け、日本の子どもたちの自己肯定感は国際比較では顕著に低く、10代の自殺率の高さ世界の中でも際立っています。これらは日本の子どもたちが強いストレス状態にあることを示しています。

国連子どもの権利委員会は過度に競争的な教育システムが子どもの発達に障害をもたらしているとの勧告を日本政府に繰り返していますが、拘束力はないなどとして日本政府は聞く耳を持たない状況であります。それどころか、学校と子どもたちを競争教育へ駆り立てています。学校の拘束についてさえ子どもの意見表明権を認めていません。

教職員の深刻な長時間労働を背景にした教員不足など、貧弱な教育政策は子どもの学ぶ権利を奪っているとも言えます。

子どもの貧困も深刻であり、独り親世帯では2人に1人が貧困状態にあると言われております。

また、子どもに対する虐待も大きな社会問題となっております。

国連で採択され、日本でも批准された子ども権利条約は、子どもの様々な権利を保障し、大人には子どもを大切にすることを求めており、そして、特定の国や文化にとらわれず、全ての国に受け入れられる性質を持っています。

一方、子どもの権利条約は、条約の理念をそれぞれの自治体で現実のものとするために制定を目指しており、自治体の現状に即して子どもにとって大切な権利や参加の

仕組み、権利の侵害からの救済などについて自治体の法である条例として具現化することが必要とされています。

条例としては、子どもの権利を保障するために総合的な内容を定めた総合条例が制定されることが多く、子どもの権利の救済のためのオンブズマンや委員会等の設置に関する条例も制定されています。

令和5年5月現在、64自治体が子どもの権利条例に関する総合条例を制定しており、子どもの権利条約は前文と本文54条から構成されていて、一般原則として、1つに生命・生存及び発達に関する権利、2つに子どもの最善の利益、3つの子どもの意見の尊重、4つに差別の禁止を挙げ、また大きく分けて4つの子どもの権利——生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めています。

村は令和5年の村営運営の基本方針でも子育て、家庭を全力で応援することを改めて位置づけ、村独自の施策をさらに拡充し、子育てに優しい・子育てしやすい村づくりを目指していて、子育て伴走型支援施策は近隣のどの市町村にも引けを取りません。

県内でいち早く2013年に制定をした松本市は、子どもが社会の一員として意見を表明し参加する機会を設けるとする市の役割を明記し、小中高生によるまつもと子ども未来委員会が2015年から毎年、市政と地域の課題を話し合い、市長に提言をしています。

中川村でも昨年、今年と中学生による子ども議会が開催され、学校で話し合われてきた村や地域の課題への提言がされて聞きました。育てられている村の課題に取り組んでいる姿に大変感動をいたしました。

中川村が安心して子育てのできる村となる、そして若者の政治への関心、政治参加を促進するためにも、条例制定を急ぐべきだというふうに考えます。

そこで、子ども権利条約、子ども権利条例への理解の広がりやまだまだ不足しているということもあって前置きが長くなったわけですが、子どもの権利条約、子どもの権利条例への理解と考え、そして中川村での条例制定についての考えについてお聞きいたします。

○村長 今御質問いただきました子どもの権利条約、子どもの権利条例への理解、考え方はどうかということですが、議員のほうから御説明をいただきましたので、このものについては、そのとおりでというふうに私も理解をいたすところでございます。

それで、子どもの権利条例の話ですけど、子どもに関する条例というものについては、条例の中に何を盛り込むべきかっていうことなんですけど、大きく4つに分類されるようであります。1つ目は青少年の健全育成条例であります。それから、もう一つが子どもの権利に関する条例、そして3つ目が子ども・子育て支援に関する条例、それで4つ目が子どもに関する個別の条例ということでありまして、本村においては、今のところ子どもに関わるこれらの条例につきまして制定をしているところではありません。

それで、お尋ねの子ども権利条例についてですが、これは子どもの権利に関する条例であるということかと思えます。当然、子どもの権利を保障し、それに関する施

策を推進することを主たる目的として制定されるものであるというふうに考えておるものです。

ちょっと話は変わりますが、教育委員会が進めております新たな学校づくりプロジェクトの地区懇談会がありました。この中で出た意見の中にこういうものがありました。子どものためにやっている大人の真意を子どもが分からないという結果にならないように子どもの声を聞いてほしいというものがありました。また、子どもたちの意見を聞いてほしいという御意見はほかの皆さんからも寄せられたというふうに教育委員会のほうから聞いております。

実際、子どものうちは——子どもの時代っていうことですけど、子どものうちは大人のほうに物事の決定権があることがほとんどだというふうに思いますけれども、それだけに、子どもの権利を守るために大人は子どもにとって何が一番いいかという観点を常に持たなければならないというふうに考えます。そのためには、子どもの声を聞くということ、またその機会をつくるということが重要だというふうに思います。

昨年から本村では子ども議会を開催しており、中学生の皆さんから村政に関して率直な質問や提案をいただく機会を持つことができております。本年度も多彩な内容で、学習の成果が十分生かされておりまして、村としても内容の検討を行って、真摯に答弁をしてきたつもりでございます。

また、教育委員会が進めている新たな学校づくりプロジェクトでも子どもからの意見を大事にするということで、先日——11月27日でありますけれども、希望する中学生に新たな学校づくりプロジェクトに対する意見やこんな学校がいいといった思いを聞く機会を設けたようでありまして、1年生から3年生まで45人の生徒さんが集まったということも聞いております。

これらは取組の一例でありますけれども、子どもたちが自らの権利を行使する主体として尊重される取組だというふうに思いますとともに、こういう取組は主権者意識を育てていくというふうなことにもつながるというふうに思っております。

議員もおっしゃいましたが、子ども権利条例につきましては、現在、全国では64の自治体で総合条例として制定されているということのようではありますが、都道府県、それから市、町の制定にとどまっております。

村という小さな自治体では、家庭、地域、行政で子どもを育てるという意識が高かったりして、比較的顔が見える関係の中で必要な支援が行われているから、特に必要であるというふうな現状にはなかったのではないかとこのように思うところでもあります。

さらに、村には子ども・子育て支援に関する条例はないわけではありますが、ちょっと視点を変えて児童福祉の向上という観点から申し上げますと、村は、児童の福祉を保障するために必要な支援策を充実させまして個々への対応を細やかなものにするために、来年度以降、こども家庭センターやどのような相談にも対応する相談支援に特化した係を設置していく予定であります。児童の権利について関係する職員全員が理解を深める、そういうことで今後も支援に当たっていきいたいというふうに考え

ております。

したがいまして、まず子どもの意見を聞く体制をつくっていくこと、これが先決ではないかということでもあります。

来年度は、子ども・子育て支援事業計画を策定する中で、要望調査を高校3年生までに広げ、子どもに実施していく予定であります。先ほど補正予算の中でもお認めいただいたとおりでございます。

それで、まとめますと、本村では具体的で実効的な施策に力を入れていまして、現時点において直ちに、子どもの権利に関する条例、こういうものを制定するということは考えておりません。

ただ、そもそも子どもの権利条例の考え方のもとになっております子どもの権利条約の日本の批准は国連の採択から5年もかかっていると、しかも世界で158番目であったという事実、この背景には、先ほどもちょっと申し上げましたが、子どもは一人前ではなくて、ちょっと子どもの権利を全面的に認めるのはまだ早いんじゃないかっていうような考え方が影響していたんじゃないかということを使う方もいるわけでありまして。

今後、本村においても、条例という形で村の理念を示し、大人が果たすべき役割を明確にして子どもの権利を守っていく上で、条例の必要感、こういったものが高まってまいりましたならば、そのときにはちゅうちょなく具体的なものを検討していく、制定に向けてというふうなことを検討していくべきだというふうには今思っております。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、村長のほうから、条約や条例に対する理解や思いの話と、それから制定についての村の考えがありました。

確かに中川村は先ほども言いましたように子育ての面でどの市町村にも引けを取らないということがあるわけですが、やっておる内容はそれに準じたような内容でやっておるということは分かります。

しかし、まず条例というふうな形で打ち出すっていうことが、本当に小さな村だけでも、やっぱりそういう点では相当子どもを育てやすい村だというふうなイメージアップとPRにもなるということがありますので、十分に検討いただいて、また早い時期のうちに、村としては長野県で一番でもいいというふうには私は思いますので、ぜひそんなふうでお願いしたいというふうに思います。

それでは次の質問に移りますが、今、様々な不安を抱える中で取り組まれている「現行保険証廃止に伴う「暗証番号無し」(顔認証)マイナカードへの対応について」の質問であります。

健康保険証と一体化したマイナンバーカードで保険資格を確認する利用率が6か月連続で減少したことが厚生労働省の調査で分かったことが報道されました。ピークだった4月の6.3%から、10月は4.49%にまで落ち込んでおります。

医療機関や薬局には保険証資格をオンラインで確認するシステムの導入が義務づけられており、10月の現行保険証の利用件数は1億6,554件で、これに対してマイナン

バーカードの利用件数は779件に過ぎません。

厚労省とデジタル庁が「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンを展開する中で、カードの利用件数自体は、8月以降、微増はしていますが、現行保険証の利用件数も増加しており、カード利用率は減少し続けています。

厚労省はマイナカードの普及に向け今年度補正予算案にカードと保険証の一体化に向けた取組として887億円を計上し、各医療機関の利用率の増加に応じた補助金の支給、訪問診療へのオンライン資格確認システムの導入支援、カード受診を促すための電子処方箋の普及などを盛り込んでおります。

また、2024年3月にはこのシステムの対象を生活保護受給者にも拡大することを目指しています。

以上がマイナンバーカードに関する状況であります。現行の保険証を来秋に廃止してマイナカードに一本化することに伴い、高齢者や障害者ら暗証番号の設置や管理に不安のある人たちを対象に交付する暗証番号なし顔認証マイナカードの受付が11月末以降に全国の自治体で開始される見通しと言われております。それに伴いマイナ保険証を補完する証明書類が続々と登場するとも言われ、現場で混乱を招きかねず、現行の保険証を廃止する意味が今問われています。

顔認証マイナカードは暗証番号の管理に不安を抱える高齢者施設の関係団体などから要請を受けて導入が検討されてきたものです。

暗証番号なし顔認証マイナカードは、暗証番号は不要で、保険証の機能に限り医療機関を受診する際に保険証としてカードリーダーの顔認証や受付員の目視だけで利用ができます。

総務省の回答した資料によると、マイナカードから暗証番号を利用する機能を除いて顔認証にする設定は各自治体が担うことになっています。

この機能は保険証機能のみで、マイナポータル、各種証明書のコンビニ交付など、暗証番号の入力が必要なサービスには使えません。

カードの追記欄に「顔認証」と記載し、医療機関で見分けがつくようにします。

申請は本人か代理人が市区町村窓口で手続することとなっています。

マイナカードに保険証利用の初回登録をしていることが前提となり、登録済みの場合は市区町村に申告書を提出することで切替えができます。

また、代理人の場合は委任状が必要となります。

登録していない場合は、事前にセブン銀行のATMか一部医療機関に設置してある顔認証付カードリーダーで登録します。一度マイナ保険証として登録した上で、保険証以外の機能を外す手続が必要になります。

また、顔認証マイナカードのように、マイナ保険証を利用しにくい人や機能補完のために次々と新たな保険証が誕生しており、マイナカードを持たない人たちのための資格確認書のほか、70歳以上で自己負担割合が変更した際などに発行される資格情報のお知らせと呼ばれる書類、転職などで新しい保険組合のデータ更新が遅れて全額自費負担になることを避けるための被保険者資格申立書もあります。

私は、現行の保険証を廃止せずに残せば、こういった複数の複雑な証明書類や複雑となる手続は必要ないのではないかというふうに考えますし、多くの医療機関からは、何のための保険証廃止かなど、疑問視する声が上がっております。

そこで、保険証廃止に伴う医療受診者の不安と混乱を回避することが求められるという負に思いますが、交付手続窓口での対応、取組についての考えについてお聞きいたします。

○住民税務課長 ただいまの御質問にお答えします。

交付手続窓口での対応、取組についてはどのように考えられているかについてですが、顔認証マイナンバーカードとは、暗証番号の設定や管理などに不安のある方のために機器による顔認証または目視による顔確認に限定したマイナンバーカードで、あくまでも希望する方が対象となっています。医療機関等での健康保険証として使用する場合とカードの顔写真などを用いた本人確認書類として使用することが多いかと思われまます。

顔認証マイナンバーカードはカードに設定した暗証番号を取り除き顔認証に切り替える設定やカードの追記欄に「顔認証」と記載することなどを市区町村が担いますが、マニュアルとかを見る限り、現在の窓口業務では今のところ大きな負担はないかと思われまます。

現行のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに切替えを希望する方やカードを新規取得された方で顔認証がよいか暗証番号がよいかで迷われる方へは、これによって利用できるサービス、利用できないサービスについて丁寧に説明を行っていきたくと思います。

今後は、国のリーフレットを活用しまして広報なかがわや村のホームページなどに掲載し、周知をしていく予定です。

これまでと同様、国の通知にのっとり、丁寧な説明に心がけ、住民の御希望に沿える対応をしていきたいと考えています。

○3 番 (中塚礼次郎) 今、私がるる申し上げたいような混乱のもととなるようなことは、取りあえず問題ないというふうな御回答だというふうに解釈しました。

高齢者や、そういった方たちの不安というのは、実際にそういったことが分かって初めてそういう問題に直面するということですので、事前の告知をしっかりと、いろいろな手続等を理解してもらってということが大事だと思いますので、ぜひ混乱のないような窓口対応をお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。

次に、2番 松村利宏議員。

○2 番 (松村 利宏) 私は通告書に基づき質問をいたします。

第6次基本計画前期計画は、令和2年度から4年が経過し、その成果について分析する時期となっているため、私なりに分析し、その問題点を明らかにしました。問題点について質問し、「人口減少対応及び持続可能な経済の構築（農林業の振興、商工業

の振興) について」議論をしたいというふうに思います。

総合計画の農林業の振興では、担い手づくり・農地の有効活用、生活振興と販売力の強化、森林保全と資源の活用を図るとしています。

生活環境と販売力の強化では、6次産業化による農産物の研究開発と付加価値向上を支援する、地域資源を生かした特産品づくりの支援と振興を図るとしています。

農業の振興では、6次産業化による農産物の研究開発と付加価値向上を支援する、地域資源を生かした特産品づくりの支援と振興を図るとしています。

村は農業が基幹産業であるため、農業の担い手づくりに全力で取り組んでいますが、収支が取れるようにすることが前提でなければなりません。

村の農業は米、果樹、花、野菜などが主要作物ですが、収支が取れて持続可能な農家数をどのように分析していますか。私は地域経済循環分析調査でこのことを何回も質問したんですが、一向に回答が返ってきません。

基本的に農業が主幹産業であるんだったら、この辺のところをしっかりと分析し、どのくらいの規模ができるかということをやることがまず前提だと思うんですが、そこが欠落している調査という視点で、問題があるんじゃないかということで、質問させていただきます。

○産業振興課長 それではただいまの御質問ですが、まず、個人の農業収支は除きまして、村の全体的な数値把握、これの方法について説明させていただきます。

村の農業主要作物である米、果樹、花等の状況の把握、こちらについては、農林業センサス、またJAの作物ごとの販売実績一覧、また近年では国のほうで公開しています地域経済分析システム——RESAS、こちらの活用をしているところであります。

これらのデータ及び各農家の収支決算書を見る中で、収支がプラスになっている農家の割合や数を確認しつつ、適切な収入を得られている農家の割合や数、すなわち持続可能な農家数の定期的なデータの更新、確認を行いつつ推測していくことができるというものであります。

以上のような分析を通じまして必要な支援策を講じていくということが重要でありまして、さらには省力化による生産力向上、高品質化による差別化に加えまして、販路の拡大も持続性には重要な要素となると考えております。

それで、現在、村では農業に対する施策、支援が数多くあり、これらを活用することにより、より効率的な農業が可能となり、収益性を確保することができると考えております。

村としましては、収支が取れない農家への支援策、振興策、こちらも検討しつつ、持続可能な農業の発展に向け担い手育成に注力しながら村の農業の振興をさせていくことが重要だと考えております。

○2 番 (松村 利宏) 分析の仕方は、JAの資料、それらを含めていろいろとやられているというのが、よく分かりました。

ちなみに、中川村の農地は、水田、今言った畑等もあるわけですがけれども、これ

○村 長 専業農家として何戸ぐらいが持続可能な戸数だというふうに認識されていますか。

収支の面で言いますと、例えば、これにつきましては、各農家、専業農家の数は六百幾つだよ。すみません。村の専業農家の数はここできっちり申し上げられませんので……（産業振興課長「2種兼業」と呼ぶ）何か……。ああ、2種兼業って言ったね。

数については、これは、毎年それぞれの個人っていいですか経営体が収支報告を確定申告という形でやっておりますので、これを基にして住民税等を頂戴すると、こういう格好になっています。したがって、これは国の税に関することになりますから、どこそこの形態、何戸ぐらいがどういうふうに十分収支が取れているかっていうことは私どものほうで直接調べることはちょっとできませんもんですから、これにはお答えしかねるということでもあります。

ただ、今申し上げたように、分析の仕方は、そういう方法をやりながら、今申し上げたような方法を取りながら分析はいたしますし、経営体の新たな例えば事業っていいですか、新たにこういう形で農業をしたいと、進めたいという場合には、これは、当然、農業支援センター——普及センターであります。こういったところの力を借りながら収支計画を出させた上でやっておりますので、そのことについては、これ以上はちょっとということで、数については、はっきり言いますと把握はできません。

○2 番 （松村 利宏） 地域経済循環調査のときには、中川村は農業主体で、もうこれ以外のことは、やらないんだっていうふうに私は確認しております。それに対して私は何回も意見を申し上げました。3年前、2年前でしたっけね、ありました。

そのときに、もう一回繰り返しますけれども、中川村の水田、畑、このぐらいの規模であればどのぐらいの人数、農家数があるかっていうのは、あらあらですよ、細かくやる必要はないわけですが、村として把握しないと、村は農業だけでやってけるのかというところを何回も質問しておりますが、回答が返ってきません。

再度聞きます。どのくらいかっていうのは把握していると思うんですが、あらあらでいいんで、いかがでしょうか。

○村 長 農林業センサスで5年ごとにそれぞれの作目別の農家数は調べてありますし、法人も分かっております。

それから、何ていいますか、経営規模——経営規模といいますが、いわゆる販売額が——販売額ですよ、販売額の面から第2種兼業、2種兼業という分け方、あるいは専業という分け方の中で、農家数もこれは調べてありますので、それはもう公表されておりますから、これはいいだろうということです。

それから、地域内経済循環分析の中では、農業を幾つかに分類しまして、それがどれだけの生産を上げているかっていうことと、支出がどうなっているかということに分けて、特に問題視したのは、その差額が一番大きいもの、つまり収入から支出を引いた農業が非常に数から割り返しても大きいので、産業として育成をしていくにはどういう方法がいいのかってということで、農業を育成して、特に外に出すエネルギーっていいですか、こういった部分をどうやって減らすかという分析をしております。

ありまして、具体的に個々の作目はこれこれこういうものをどういうふうに伸ばしましょうってということではありません。

ですから、これは、それぞれのところで、これから農業に従事する皆さん、新たにこうしていこうというふうに参入しようとする人、新たに経営もこうやって拡大しようとする人がいるときに、相談に乗った上でこういうふうに伸ばしましょうということ村はやっておるといところであります。

○2 番 （松村 利宏） まず農業を主幹でやるっていうことは、中川村が人口減少、まあどこまで減るかっていうのは1個あるわけですがけれども、当然それを減らさない方向で、あるところで止めないといかんわけですがけれども、そのところに向かっていく上において、これだけの面積しかない農地を使ってどれだけの戸数がそこで生活できるかというのを村として把握していないっていうのは、もういろいろ調査をやる前提条件が狂っているというふうに思います。

じゃあ新たな農地を確保できるんですか。

○村 長 農業につきましては、いわゆる粗放的農業という言い方はありませんが、土地利用型と施設利用、集約型というふうに大きく分かれるわけです。

それで、当然御存じのとおり、中川村は農地面積が少ないもんですから、いわゆる水田農業を専門とした土地利用型はそういうことに特化した皆さんに集約し、ほかのいわゆる施設園芸ですとか、あるいは果樹——集約型の代表である果樹農業、こういったものを育成するという大きな方針は当然農地面積から出てくる話ですので、単純に割り返してこれだけの経営面積っていう話にはならないということで理解をしていただきたいと思います。

○2 番 （松村 利宏） ここはちょっと平行線をたどると私は思っていますので、これ以上質問しても繰り返してどくなるんで、ちょっとやめますけれども、今後、機会あるたびに——ここが前提じゃないと、新たな農地、例えば嬭恋村は、もう山林をどんどん開発して、キャベツ畑にどんどん変えています。20haぐらい、もうどんどん増やしています。そういうエリアは中川村にはないはずなんで、農業でやっていくっていうことは、もうその受皿はこの面積しかないわけで、しかも水田がほとんどです。そういう前提でしっかり見ていかないと方向を見誤るんだらうと私は思います。

農業は大事だと思いますよ、農業は大事だと思いますけれども、その辺のところをしっかりと前提にやっていくことが大事だと思いますので、これは、次の後期計画を令和6年度でつくっていくことになると思うんで、そこに向かってしっかりとまた議論をしていきたいというふうに思います。

次に行きます。

農地を保有しているが、子どもは会社等に勤めているため農業を継続しない農家が急激に増えています。この理由は、農業では生活を立てることができないこと、勤めと農業を両立することが身体的、経済的に不可能であることが主要な要因であると言えます。

また、定年延長により、私の同級生はほとんどみんなそうですけど、65歳まで働い

て、さらに 70 歳までその会社もしくは関連企業で働くということが常態化しています。

国のほうも、やはり労働力不足ということで、70 歳以上までさらに継続するという人たちも出てくるんじゃないかと、高校の同級生では、もうさらに 75 歳ぐらいまで行きそうだっていう人もかなりいます。

そういうふうになると、ますます——今まではずっと代々やってきた農地、農業でやっていけるという話はあったわけですが、さすがに、平均寿命が 80 歳を超えて、もう 90 歳近くなるわけですが、75 歳から 80 歳ぐらいまではできるかと思うんですが、それ以上はなかなか厳しいという現状だと思います。

そういう前提で、三田島地区、小和田地区などの水田は集約化が急激に進んでおり、集約ができない農地は機械が使用できない小規模農地で、荒廃化が進んでいます。

小和田地区の構造改善事業では、農業を実施しないと意思表示をする農家が増大しています。

この実態について村長はどのように分析されていますか。

○村 長 今度、圃場整備を予定するに当たって、今農地を所有している方に将来どうするかということでアンケートを取ったところでありますので、数は申し上げられませんが、おおむねしか申し上げられませんが、大体 7 割の方が将来的なところでは農地を手放したり耕作を全部誰かにしてもらったりしたいというような回答が出ております。

これについては小和田の話でありますので、三田島、それから、あとは横前ですとか、ほかのところでもそうかっていうことは、また調べてみないと分からない。そのために、今それぞれのところで将来農地をどういうふうにご利用していくかという 1 筆ごとの当てはめをやっておるところでありますので、よろしくお願ひします。

○2 番 (松村 利宏) 今、村長に回答いただきました 70% っていうのは、かなり非常に多いわけで、私の認識では、三田島——南田島、中田島、田島は、もうそれぞれ確認していますが、大体同じストーリーだというふうに思っています。勤めている人は、基本的にはもうできないってということで、みんな農地を貸すなり全部している体制になっています。

その実態を村は把握していると思うんですが、その辺をどのようにしていくかっていうのをしっかりと次の後期計画に反映していくことが大事だと思います。そのために分析を今やらなきゃいけないと思いますので、今、分析の仕方についてと実際のところどう思っているのかっていうのは村長にお聞きしましたし、その辺もしっかりとかみ砕いてやっていく必要があると思います。

後ほど地域計画については質問しますが、その辺のところも含めて、先送りすることがないようにしっかりと分析していかないと後期計画はつけれないと思いますので、そういう視点で、今のこの質問、今回の質問をやっていますので、そういう観点で御理解をいただきたいというふうに思います。

次に行きます。

村は、後継者がいないから、新規就農者を積極的に募り、積極的に農業を行うように施策をしているが、新規就農者に収支について明確に説明しているかが疑問です。

前期計画から 4 年が経過しようとしているので、持続可能な農業について明確な指針を作成し、村が責任を持って受け入れて育てることが必要だと考えるが、村長の見解をお聞きします。

これは、いろんなところで新規就農者に何人か、総務経済委員としても個人的にもどんどん当たっていますが、こういうところが見受けられますが、その実態を把握されていると思うんですが、どうでしょうか。

○村 長 まず新規就農の希望者に対して実施しておりますことについて改めて説明をさせていただきます。

面談を行っております。それで、新規就農の相談があった際は、面談時に、県の農業支援センター指導員、村の農業振興推進委員、また農業委員会の事務局、村の農政係、農政係長が同席の下、国などの支援を受けるための必須事項として 5 年後までの収支、営農に係る就農計画書を現実味を加えて就農希望者自身で作成をしてもらうということです。

当然、収支について明確な説明を行うことの重要性は認識して説明しておりますけれども、相手側に十分納得していただける説明が行われているかについて疑問を抱かれたとのことであれば、説明不足だというふうに反省をいたします。

それから、既に新規就農されている方につきましては、村は面談をしまして今どういう状況にいるのかということを追跡しておりますし、これは新たに国の資金等を借りて就農しておるわけでありまして、そうしたときに、当初の計画から見てどうかっていうことは、呼んで今現在の状況をただし、改善点等も指導していくと、こういうことをやっておるところでございます。

村として責任を持って新規就農者を受け入れて育成するということは当然のことです。既に数多くの農業施設関連の計画がある中では、今申し上げたような基本的な方針と評価の手順、こういったことをきちんと追及するということで、新たに独自の指針等をつくっていくということは特に考えていません。

○2 番 (松村 利宏) 村が一生懸命支援もしくはサポートするための施策をやっているっていうのは承知しております。

しかし、実態は、新規就農者のいろんな方と会って話してみますと、家がもともと農業をやっていて、一旦外へ出て、また帰ってきて農業をやったという方は、案外基盤があるっていう前提で行くと、ある程度、何とかやっていけるかなっていう感じをみんなが持って、実際にやっています。

しかし、新たに、全く基盤もない、農業も今までやったことがないという方は、やはり実態を見てみると、もう既に兼業農家になっているんです、兼業農家。専業農家じゃないんですよ、兼業農家なんです。やっていけないんですよ。それで、その実態をしっかりと把握することが大事だと思います。

それから、ハウスなんかを借りて、そこから新たに入った人たちは、ハウスのラン

ニングコストが高くて四苦八苦しているのが実態です。そうすると、この辺の考え方、要するに、万が一難しかった場合は兼業もやらなきゃいけないよということをプランの最初の計画の中に入れなきゃいけないんじゃないかと思います。

それから、ハウスとか、そういうのを借りてやるっていうのはいいことだと思いますよ、私も非常にいいことだと思います。しかしながら、そこにはどういうリスクがあり、ランニングコストがかかるんだっていうのも全部この中に入っていないと、収支なんか合うわけがないんだろうと思います。

それで、それに対しては、J A、村、それから農業委員会、全てで対応していく必要があると思うんですが、そういう視点で、先ほど村長は分析しない、新たなことは考えていないと言われましたが、今後はそういうところも加味して考えていくっていうことが大事だと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○村 長 分析をしないということではなくて、どういう経営をするかというところで、本人が計画を出し、その計画を多角的に見て本人の就農計画を立てる。

それから、経営をしていく中であっては、特に新規就農者については、本人を呼んで、相談を受けて——相談っていうか、今どういう状態かということで改善点、問題点を出していく、それで一緒に解決する方向を考えていくと、こういうことを継続してやっておるわけでありまして、こういう方向以外に新たなことはやらないと、そういうことを申し上げたわけでありまして。

ですから、新規就農した人を全くほったらかしではなくて、今、議員がおっしゃるように、計画を立てて専業で生きていこうというふうにやっているにもかかわらず、やっぱりアルバイトをしながらしのいでいるという方がいることは、もう分かっております。分かっていますので、こういう皆さんのこれからについてどうするんだっていうことは、やはりこっちも気にかけているところですし、これは、その都度、とにかく呼んで、経営形態の中では非常に忙しい時期がありますから、それが済んだ段階で呼んで、現状の分析等、やはり改善の方向を一緒に考えるということをやっていくことは当然やっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2 番 (松村 利宏) その辺も理解されているっていうか、現状を承知されているっていうのは、今の村長の答弁でよく分かりましたので、その辺は安心しています。

ただし、先ほど言ったいろんなところに問題点、リスクを抱えてやっている方、そういうのが多数とは言えないけど、私が会った方の中にはかなりおります。

そこら辺は、私は、最初の計画、中川村に来たときから、それはもう言えるんじゃないかと思うんですよ、4年もたっているわけですから、もうその前から新規就農者のやつをやっているわけですから。

その辺は、村としてもどんどん分析をして、さらにその次、どういうところにあるから、リスクはいっぱいあるんだと、そのところは最初の段階で新規に入ってくる方にちゃんと——いい話だけじゃなくて、相当難しいところも説明しなきゃいけないというふうに思うんですが、そこら辺は先ほど村長が言われたように現状をちゃんと分析してやっていくっていうことなんで、その辺はしっかりとやってもらいたいという

ふうに思いますが、よろしくお願ひします。

何回も言わなくても分かっていたかと思ひますので、その辺をよろしくお願ひします。

じゃあ次に行きます。

長野県産果樹の主力であるリンゴなどが近年の気候温暖化傾向により生産に影響を受けている中で、温暖な気候である伊那谷地域では新たな特産果実としてかんきつ類の栽培を試みる生産者も増加しています。

先般、県の野菜花き試験場の方といろいろお話をしたんですが、やはりリンゴ、特に「ふじ」は、やはり今は春先から、春先の霜、それから、今年も暑かったわけですけども、この辺、さらに、今年台風がなくてよかったわけですけども台風、これがあると、やっぱり「ふじ」は厳しいですねと、ちょっと枝がすれるともう傷になってしまって、リンゴジュースにはなるわけですけども、生のまま生産者に出すっていうのは非常に厳しいということです。

それで、これも含めて、果樹を作っている村内、近傍の方ともいろいろ話したんですが、やはりなかなか難しいっていうのは、1本の木で実際に製品として出せるのは「ふじ」の場合は2割ぐらいだと、わせは案外4割から5割ぐらいまで出せると——あれですよ、本当のお客さんに出すやつ、ちょっと売るのは大丈夫だと思いますけどね、そこら辺で売ったりするのはある程度いいと思うんですが、いつもちゃんと取引しているお客さんに出すには、1回不良品を出してしまうと、もう次から要望が来なくなってしまうということを聞いています。

そういうことで、なかなか厳しいというところがあります。

それで、県は、今、かんきつ類の育成の可能性について調査を検討しているようです。

それで、村は、かんきつ類の調査の推進、それからかんきつ類の研究を、県の試験場、高森町に試験場があるわけですけども、こういうところで行ってもらえないかということのを要望することを提案したいというふうに思ひます。

それから、かんきつ類の生産を中川村で推進するために検討チームを立ち上げるということを提案したいと思ひますが、いかがでしょうか。

○村 長 かんきつ類の栽培につきましては、例えば今では、ちょっと私も詳しくはありませんけれども、花芽をつけないと——花芽ができる適切な温度っていうのがあるみたいで、これについては、氷点下ということではありませんが、ある程度下がらないと花芽が形成されないということは私も知っています。ですから、かんきつ類を逆に寒い長野県に持ってきて——これは当然ポットみたいな栽培です。そこである程度になったら今度は暖かいところへ持っていくというようなことも、かつてやられたことは事実です。今度の今の話は逆かと思ひますけれども。

とにかく、今の時点では、氷点下になることがありますので、高額なハウスなどの施設も必要としておるのが現状です。それで、全村を挙げて振興作物としての位置づけとするのは容易ではないというふうに感じております。

まずは農業従事者の皆さんの理解、支援を得ることから、そして賛同して取り組む体制を持って検討チームを立ち上げていくことが必要であるとも感じております。

それで、高森町にある南信農業試験場での調査研究というふうなことの要望も1つの選択肢だというふうに思います。

かつて、南信農業試験場は、今はっていうか、南水っていう赤梨、黒斑に強く、なおかつ二十世紀のみずみずしさを持っている梨ということで、南信農業試験場で生まれたのが南水ですから、人は変わっていますが、こういう技術は持っていますから、かんきつ類を研究していくという要素は十分にあるというふうに思っておりますから、その要望も1つの選択肢であります。

ですが、これは農業試験場という作物栽培に特化した皆さん、こういった皆さん、技術者集団が、やはりまず作っていく、確立していくことが大事だと思いますから、私どものほうからっていうよりも、今、議員がおっしゃるように、そういうふうなことがもう既に長野県の農業試験場ではいろいろ研究されているようですから、当然、南信農業試験場あたりで研究していくのが一番いいだろうというふうに思っておるところであります。

それで、村としましては、確かに環境が変わってまいりますので、かんきつ類の栽培の可能性、こういったものも、この春先にいろいろ栽培している当事者の方にも来ていただいて、面積を拡大するにはどうしていったらいいのかっていうことも含めて、実証的にちょっと路地でやってみようかなというお話もありました。

こういったチャレンジをするときには、リスクではありますけれども、村としても支援をしていくっていうのが考え方の1つでありますし、ちょっとまあ、トライ・アンド・エラーじゃないんですけど、県の野菜花き試験場のお話も一緒に聞きながら可能性を探っていくっていうのが、やはり中川村のこれからの果樹農業の振興の1つの道を開いていくことになるかもしれないと思います。

○2 番 (松村 利宏) ある意味、前向きな回答をいただきましたんで、その辺も、私のほうもまたいろいろと県のほうとも連携しながらやっていきたいと思っております。またいろいろと相談をさせてもらいながら進めていきたいというふうに思っています。

それで、中川村では、かんきつ類の各種商品——中川村だけじゃなくて、実はかんきつ類を使った商品は県内各地で作っていて、知らないところで中川村っていうネーミングで出してくれています。実は、かなりあります。それで、ある意味、中川村が知らないだけで、県内のかなりなところは中川村産のかんきつ類だということで特産品になっているという感じになっています。それで、かなり売れています。

ちなみに、その商品を安曇野で作っていて、皆さんは多分見たことがないと思うんですが、駒ヶ岳サービスエリアで売っています。もう既に5,000個か6,000個ぐらい売れているということです。6次製品ですけど、お菓子ですけど、ドーナツです。見たこともないし食べたこともないと思うんですが——ひょっとしたらあるかもしれませんけど、そういうことで、中川村産のというふうにちゃんと書いてくれています。

そういうことで、この商品を伊那谷各地で広めるため、村が主導し、関係者とともに

に早めに商標登録をやっていくことが今後は必要になってくるんじゃないかと思えます。今すぐっていうわけじゃないですけども、そういうのを前向きに検討していくっていうのも大事だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○産業振興課長 ただいまの件ですが、まず、提案いただきました商標登録の関係です。

こちらについては地域ブランドの戦略の考え方に近いものかなと思われそうですが、まずは地域ブランドに必要となる様々な視点やステップを踏んでいくことが求められていくと考えております。

村としましては、商標登録により地域ブランド化が実現するのではなく、地域ブランド化により目指すべき地域の方向性を導き出す、そうあるべきだと考えております。

なお、地域団体商標を出願できる団体につきましては、事業協同組合等の特別の法律により設立されました組合、商工会等となります。

行政としましては、生産者や地域が地域ブランド化に取り組むための支援の在り方について検討を行うことも必要であると考えております。

なお、村のほうでは、商標等の関係の経費につきましては、村の単独事業であります特産品等創出支援事業補助事業、こちらのメニューの1つとして位置づけておりますので、今後進めていく際については補助事業の活用についてもぜひ検討していただければというふうには考えております。

○2 番 (松村 利宏) そちら辺は私も理解をしているつもりでございます。

ただし、今言われましたところで、村が商標登録をやっちゃいけないっていうことは全くなくて、長野県ですら多数の商標登録を持っています。

そういう観点では、中川村の知名度を上げていくという1つの施策としてはあるんだろうと思うので、そちら辺はちょっとしっかりと理解してもらわないとまずいと思うんですが、もう一回、その辺はどうでしょうか。

○産業振興課長 ただいまの部分でありますけれども、商標登録につきましては、先ほども申し上げましたけれども、まず地域ブランド、こちらについての流れをくんだ中で行っていくべきだというふうに考えているところであります。

現在のところ、村で直接、まず商標登録を行うという検討には至っておりませんが、今後、事業の流れ、地域ブランド、または地域ですとか農家さん、こういったところの声を聞きながら、ある一定の支援っていうのは検討すべきだというふうには考えております。

以上です。

○2 番 (松村 利宏) 基本的には村が商標登録をしないっていう答弁ではないというふうに思っていますんで、将来的にそういうのはあり得るという認識で行きたいというふうに思っていますので、その辺も含めて今後の展開をしっかりとできるように、こちらもしますし、それから村のほうも協力をいただければというふうに思います。

次に行きます。

中川村の特産品を伊那谷などで販売して広めるための販売車、キッチンカーの購入を提案します。

かなりいろんな特産品、いろんな果物とか、いろんなものがいっぱいあって、そういうのを個人でキッチンカーをやっていくっていうのは、なかなか、案外大変じゃないかと思うので、案外、村がある程度支援をして、そういうのを貸し出すって言ったら変ですけど、レンタルできるような体制ができると面白いかなと思うんですけども、そういう視点ではいかがでしょうか。

○村 長 移動販売車っていう話であれば分かりますけど、キッチンカーっていうと、何かそのものを使って加工してお渡しするという、そういうもんだと思うんですけど。したがって、使うものとか、どういうものに加工して——加工っていうか、料理でもいいんですけど、食品として、いわゆる出すかっていうことで、キッチンカーについてはその仕様っていいですかが変わってくるんじゃないかなというふうに理解をすることであります。

キッチンカーに関しては、食品衛生法による営業許可も必要だそうでありまして、多様な利用者が同一の物件を共有するっていうことはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思っております。

シェアリングエコノミーという考え方を取り入れるならば、村が整備していくということも1つの考え方ではありますけれども、販売をしようとする方が事業の内容ですとか営業目的に合った設備を導入していくということが、まず当面は望ましいだろうと、それで、そういう場合には、相談をお受けした上で支援ができるかどうかということ村は当然考えていく、こういうことが基本的なスタンスであります。

○2 番 (松村 利宏) 例えばその辺の支援っていう観点でのところが最低限必要になってくるかと思えます。

それから、今最初に言いましたキッチンカーじゃなくて移動販売車、こういうのもまた、こっちのほうは衛生法とかいろいろ関係ないんで、できるかなと思うんで、それも含めていろいろと今後相談していただきたいと思えます。

次に参ります。

総合計画の商工業の振興では、商工業の強化、地域の特性を生かした商工業の振興、新たな産業の創出を行うとしています。

地域の特性を生かした商工業の振興では、多様な地域の特性に応じた商業・工業環境の形成を推進する、時代の変化に対応した新たな起業や創業を支援する、事業継続や新分野への転換を図る事業者への支援を検討する、中川ショッピングセンターチャオ及びチャオ周辺の活性化に向けて関係者などの連携を推進するとしています。

新たな産業の創出では、集客やにぎわいの創出につながる取組を支援、意欲のある起業・創業者の育成を商工会と連携しながら支援、地域資源を活用した名物開発及び販売拡大を支援、小規模事業者の雇用の促進を支援、中川村お試しシェアオフィスの利用促進や遊休施設等を活用したサテライトオフィスの開設など働き方の多様性を支援、立地条件に合った企業誘致を推進するとしています。

チャオ及びチャオ周辺は中川村で食料品、衣料品、書店、薬局、食堂など各種店舗、子育て支援施設、診療所、交流センター、農産物加工施設つくっちゃオ、公園、駐車

場、公衆トイレなどが集中している唯一の場所であり、村内の住民、近傍町村の住民が利用していますが、村内の観光施設との連携がなされていないなど、観光客の利用促進を図る施策がなかなか難しい状況になっているかなという認識をしています。

それで、チャオ周辺は中川村で唯一の商業が展開している地域であるため、その地域の振興を図ることを目的として村の検討委員会を立ち上げ、チャオ及びチャオ周辺の在り方、保持すべき機能を——第6次総合計画後期計画をつくるのは来年度になるわけですので、来年の8月頃までに結論を出していくということが重要じゃないかと思うんですが、この辺についての見解をお聞きます。

○村 長 観光客、来ていただいた方に、周辺のにぎわいといいますか、そういうところにお金を落としていただく、おもてなしをする、あるいは農産加工の作っているところでそういう皆さんに買い求めていただく、こういう全体の中のサイクルといいますか、まだまだこれできていないということは事実であります。

ただ、1つ、観光クーポン、これも、商工会と懇談会を開いた中では、要望として、どういふふう利用されているのか、どういふ利用をしようとしているのかよく分からんというような利用される側の意見もありましたけれども、一つは、立ち寄られた方が交流センターを中心にしておそこで買っていただくことによって——半数は外部からの方であります。全て観光客とは申しませんが、外部からの方に観光クーポンは利用していただきました。

そういう意味で、一つはこの反省を踏まえて考えていくということも必要だなというふうに思っております。

それから、つくっちゃオについてですけど、ようやとですけども、地場のお米を使ったアイスクリーム、こういったものが本格的な生産に入ってきておりますので、こういったことを通じながら、やはり内外に売っていく、買い求めていただく、こういうこともやりたいし、場合によっては、観光で来られた方が——まあ、そこでお酒を飲むっていうのはどうなのか分かりませんが、これを食べて、ああこういうものもあるんだというふうになれば外に広がっていくでしょうしということも考えなければいけないということです。

チャオとチャオ周辺の在り方、機能の保持についての結論、またはそのための検討会の立ち上げということについては、前からの御質問でもお答えをしております。

来年がちょうど、何ていいますか、私の2期目の最後の年でもありますし、後期計画をつくっていく最終年度にありますので、ぼつぼつその検討をしないといかんというふうに思っておりますけれども、急務であるということは十分よく理解いたしますが、令和6年8月までに結論を出せっていうようなことには必ずしも行かないんではないかと思えます。

ただ、どこかで集中的に議論して方向を出さないと、いつまでもずるずるやっているということでは結論が出ないということでもありますので、申し上げたような中では、一つの目安として、来年度を最終年度として——最終年度っていうか、後期の中で改めて方向を話し合う、議論のきっかけにはしていきたい、こんなふうに思います。

○2 番 (松村 利宏) 期限は、ちょっと第6次総合計画後期計画をつくるにはこの辺でない間に合わないっていうことでさせてもらったんで、それが若干後ろになってそれは構わないんで、今、しっかり検討するっていうことを言われましたので、そこをお願いします。

次の質問も、実は、チャオ内とチャオ周辺の企業との連携とか情報共有、情報発信などを検討、これも今の検討するっていう中に併せて入れていただいて、どういうふうにその辺をやっていくかっていうことになるかと思えますんで、8番のところについては今のところを含めて回答いただいたっていうことにしたいと思えます。よろしくをお願いします。

それで、次へ行きます。

いろんな住民の方と話しているんですが、住民が交流センターに行っても、職員がまず出てこない、お客様の対応をしてくれない、何か聞けばやってくれるんでしょうけれども、対応してくれないのが実態です。住民の方々は、まず交流センターに職員が必要なかと、交流センターそのものも何をやっているか分からないという方が多数です。中は非常に商品が並べられてきれいになっていますし、いろいろあるわけですが、そういう方が多数です。

前々から言っています。確かに入りにくいところにあるんで、なかなか気がつかないっていう方、特に村外から来られた方はなかなか分かりにくいっていうのはあると思うんですけども、村内のかなり住民の方がそういうことを言っています。

そうなる、そもそも交流センターの位置づけ、目的、任務、この辺をもう一回しっかりと検討することが必要だというふうに思います。

今の先ほどの検討の中に、交流センターの位置づけ、これもしっかりとやる必要があると思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○村 長 農業観光交流センターは、私もたまに行きますと、最近ちょっと忙しいというか、いろいろあるのか、カウンターのところの向こう側にいつも必ず座っているという状況は見えませんが、中へ行ってのぞいて職員が応対をするという状況でありますので、この応対の仕方についても、やはり直す、改めて今御指摘をいただいたし、私も感じましたので、これは直す必要があるなというふうに思います。

それから、農業観光交流センターの持っている目的については、改めて申し上げるまでもないわけですけど、担当は、商工交流係が行政事務を担いながら、行政窓口の仕事と併せて観光案内を行うと、こういうことをやっているのが今現在であります。

当然、商工交流係は、直接お客様、訪れた方に観光の御案内をしたりするっていうこともあるんですけど、もう一つ、見えないところでは、ふるさと納税を活用した村の魅力の発信ですとか、あと、それとか、後ろっていうか、南にあります農産物加工施設との連携、調整、こういったことも行っておるところであります。

それともう一つ、望岳荘等の観光施設、それから桑原、陣馬形山のキャンプ場施設、チャオの中にある地場センター、シェアオフィス、それからかつらの丘にあります獣肉加工施設の管理、それから商工業の振興施策、観光協会の事務、観光物産展で野村

の魅力の発信、あとは農家民宿の受入れ支援など、やっていることは多岐にわたるわけでありまして。

最近ではマイナンバーカードの申請支援など一部の住民サービスも行っておるところでありますけれども、議員がおっしゃるように、行ってちょっと何か入りにくい雰囲気があるとするれば、これはちょっと改めていきたいと思えます。

そういうことをやる行政の窓口でもありますので、もう少し、今のちょっと顔が見えない状況は、とにかく対応のところは、ちょっとみんなで、職員全体で話し合いをしながら、まず直すことはしてまいりたいと思えますし、将来的な方向については、やはり交流センター自身が稼ぎ出せるような、そういう組織に立っていくべきだという本来のやっぱり話もありますので、これについてはもう少し議論もしていきたいと、こんなふうに思っております。

○2 番 (松村 利宏) 今はそれぞれをしっかりと議論をしていただくということですので、その辺をお願いしたいと思います。

それで、ちょっと時間があんまり、来ていますので、10番11番12番13番までは、今の中になんか含まれているところがありますので、ここはちょっと飛ばさせていただいて、次に行きます。

14番15番のところに行きたいと思えますが——また次、第6次総合計画後期計画をつくるためのあれなので、次、次回——3月とか、その辺を含めて質問させていただきたいというふうに思います。

それで、次に、総合計画の持続可能な行財政運営では、適正な行財政運営、公共施設の管理運営、質の高い行政サービス、広域行政としています。

公共施設の管理運営では、施設の運営管理に当たっては各施設の運営状況等を精査し指定管理継続の要否や対象施設の拡大等について検討する、施設の新設は費用対効果等を慎重に検討し判断する、計画的な修繕・長寿命化により費用の平準化・ライフサイクルコストの削減を図る、更新時期が到来する施設については施設の必要性を精査しながら縮減・統合・廃止なども含めて検討するとしています。

牧ヶ原を含めた農地運用を検討することが必要と考えますが、殊、この土地利用計画も検討されていないのが実態です。農地を保有しており後継者がいない小規模農地の地権者は、村の土地利用計画がないため多様な選択肢を実行することができない状況になります。

これは、土地利用計画をどのようにしていくかっていうのは、再三、私はもう4年間ずっと質問させていただいているんですが、地域循環計画をつくるとか、国から来ている地域計画をやるために、まだ一切、手をつけられませんという答弁がずっと続いているという認識をしております。

今後、いよいよ村は牧ヶ原地域、小和田地域、東小学校、西小学校、農地の土地利用計画を早急に作成して総合的な施設整備を行うこともやっていかなきゃいけない時期だというふうに考えています。

第6次総合計画は、もうこれは待ったなしなんで、後期計画には入れていかなきゃ

いけないということだと思います。

9月のときにも、一般質問、もしくは決算のときにもいろいろ言いましたが、その辺のところをやっついていかないと間に合わないことになります。

これをしっかりやるのが大事だと思うんですが、農地を含めた土地利用計画を早急に作成して総合的な施設整備を行うということを第6次総合計画ではもうやらないといけないわけですが、開始しないと後期計画をつくるためには間に合わないわけです。それについてはしっかりつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○村 長 まず、望岳荘の例えば更新、あれは旅館業になっておりますので、この施設を古いからということで耐震化したり改修をしたりすることは、現在の中では、都市計画区域の用途地域の専用地域内では不適格建築物という範疇に入っておりますので、これが全く動いていないということで、1つは、ずっと申し上げておりますのは、あその中組の区域の土地利用、つまり用途の変更ということになります。飯島都市計画の用途地域の変更を今協議しておるといことは、ずっと前から、3年にわたってやっておるところですので、ひとつお願いしたいということですが、

土地利用計画ということでありまして、大きく言って、土地利用の計画は、かつてマスタープランはつくって、それに基づいてはおりますけれども、細かいところで、今度、例えば、もう既に明らかになっておりますけれども、新しい学校をどこに造るんだっていう言い方の中で、当然、その場所によって——今現在は土地の利用区分がはっきり分かれています。

いわゆる都市施設ですとか学校、住宅、文化施設、こういったものは用途地域内にあるわけでありまして、それ以外のところは全て農振農用地という格好に村の土地利用の基本はなっておりますから、ここのところの在り方を当然これから考えていくということは議員がおっしゃるとおりでありますし、このことをやらないということではありません。

ありませんけれども、何と申しますか、これは非常に大きなと申しますか、直すについては、当然、相手、国と申しますか、農振農用地に手を入れて区域の変更をしていくということ、あるいは土地、要するに用途地域の変更も含めてですけれども、都市計画審議会の決定、知事認可、こういう手続が要りますので簡単ではないと思っておりますが、学校の在り方を契機にして、土地利用については大きく来年から動かしていきたい、こんなふうに思っています。

○2 番 (松村 利宏) 学校のところを含めて土地利用のところをしっかりとつくっていくということになります。

さらに、次に行きますが、総合計画の商工業の振興では、商工業の強化、地域の特性を生かした商工業の振興、新たな産業の創出を行うとしています。

土地利用計画を早急に作成し、立地条件に合った企業誘致も含め、雇用を確保することが重要だと思います。

先ほどから言っていますが、まあ平行線、最初から一番言っていますが、平行線だ

と言っていますけれども、中川村の農地でどのぐらいの人が実際に生活できるんだと、兼業農家じゃなくて専業農家としてですよ。それができるかっていうのがまずあって、そこだけでは駄目なわけで、あらゆる働き場所、いろんな選択肢をやるために、しっかりと土地利用計画を作成し、それもやっついていくということが必要だと思います。

これは住民懇談会をやったときにもずっと言われています。5年前から言われています。中川村は働く場所やいろんな選択肢が何もないじゃないかと、そんなんでいいのかと、それは中川村に住んでいる人たちじゃないんですね、結婚されて中川村に来られた女性の方が多数言っています。

それで、そういうのも含めていろんなことを考えていかなきゃいけないと思います。

先ほど言われた学校のとくに土地利用計画をやる、いろんなところを見直さなきゃいけないっていうところに併せてこれもやっついていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 企業、働く場所の議論でありますけど、現下の経済情勢、冒頭でも御挨拶で申し上げましたが、なかなか、かつてのような、例えば製造業がどんどん進出してという状況ではないということはお理解いただけるかと思っておりますし、働く場所とおっしゃるならば、今ある企業を少しでも応援して、少しでもその企業の生産を上げると同時に、1人2人になりますけれども雇用を広げていく、こういうところの企業の努力と、やはり村もそういうところに力を貸していくということも働く場所の拡大につながるだろうと思っております。

ただ、そうは申しまして、ある程度の敷地の造成といえますか、それから、当然、企業が来るといって、大小いろいろありますけど、それにつながる道路整備、こういったものは必要でありますから、これの見通しがなかなか立てにくいということがあります。

国県道ですとか幹線村道に隣接した村から言いますと小さな固まりの農振農用地内の農家と将来の農地利用を話し合いながら、最終的に、もし今企業が来るといことになれば、その農家、農地の皆さんもああいいでしょうという形で合意が取れるようなこと、こういった場所を選定して話を進めていくことはやぶさかではないということをお願いをしたいと思います。

○2 番 (松村 利宏) 非常に有意義な第6次総合計画の後期計画に向かっての議論ができたというふうに思っております。

引き続きまたいろいろと相談させてもらいながら新たな提案もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で終わります。

○議 長 これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時45分とします。

[午後2時27分 休憩]

[午後2時45分 再開]

○議 長 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

○4 番 4番 長尾和則議員。
(長尾 和則) 私は、さきの通告に基づきまして持続的な地区活動に向けてをテーマに質問をいたします。

昨年12月定例議会において、私は、地区、いわゆる自治組織における課題解決について一般質問を行いました。その際の質問趣旨は、村民にとって最も身近な地域コミュニティ組織である地区の活動を活性化するため、それぞれの地区が抱えている問題を村全体で協議する自治組織の課題解決検討委員会を立ち上げたらどうかという内容でありました。

その際の村長の回答は、地区ごとに問題を抱えていることは承知しており、課題解決の必要性も認識している、自治組織の課題解決検討委員会の必要性を求める声が総代さんなど地区の中から多く出てくれば、立ち上げを検討することはやぶさかではないとの内容でした。

翻って、南箕輪村では、昨年度、藤城村長自らが時代の潮流に即した地域コミュニティをつくるために自治会の在り方を検討する旨の表明をされ、今年度に入り区役員経験者、識見者、公募者ら13人で構成する持続可能な自治会検討委員会を設置し、10月30日には初会合を開いたと報道されております。

本年10月20日に南箕輪村で開催されました上伊那広域連合議員研修、この場で来賓として挨拶をされた藤城村長は、この件に触れられました。上伊那でも先駆けとなる取組であるため、この動向を他市町村も注視していただき、参考にさせていただきたい旨のお話をされております。

中川村議会では、議会チョコっと訪問の一環として各地区の総代さんと逐次懇談をさせていただいています。総代さんをはじめとする地区役員の方々は、それぞれ地区の問題に真摯に向き合われていますが、共通して地区の将来に対する不安を抱えておられます。

昨年12月議会の私の質問に対する村長の回答は一定の理解をするものの、総代さんをはじめとする地区の方々の声を待っての対応では村民ニーズに応えることができないと私は考えます。

村民に最も身近なコミュニティである地区、いわゆる自治組織の問題に取り組むことは、村民生活の質的向上に直結すると確信をいたします。

質問の1点目です。

自治組織の在り方をそもそも論から検討する組織体を立ち上げる時期が来ていると考えます。第6次総合計画後期計画を来年度策定しますが、その中の行政経営分野項目でその組織体の立ち上げをうたい、令和7年度～令和11年度の5年間において各地区共通の課題の解決に向けて具体的な対策を策定していくべきであると私は考えます。

この点について村長のお考えをお尋ねします。

また、南箕輪村の動向についての村長の御感想も併せてお聞きします。

○村 長 総代会と村の関係についてちょっと申し上げます。

各地区の役員体制、地区費、加入金、行事、それから共同作業などの状況を集めて、各地区の運営の参考になるように情報の提供はずっとやっておるところであります。

近年はコロナ禍により地区行事ですとか作業やなんか簡素化をされました。そういう中で地区運営の見直しの機運が高まっていることも事実です。

それで、そういうことを背景にして、今年は総代会で地区運営に関するアンケートを実施しまして、これを基に総代による地区運営に関する情報交換会、これは3グループに分かれての実施を行っております。

多くの地区で地区運営に関しての問題意識や課題改善の意向はあるものの、非常に総代さんは多忙でありまして、そういう業務の中では、中の組織に手をつけるっていうことになりますので、なかなか改革といいますか、改善、これまで結びつかないのが現状ではないかというふうに感じておるところであります。

役員の成り手不足、会議、行事、作業等の多さ、また村や他団体からの調整事項や募金、集金など同様な負担がある中で、スリム化を図って役員等の負担軽減により地区組織の存続を図っていく、こういう必要があることは、もうそういう時期に来ているということも思っております。

一方、自然災害の多発化、それから地区住民の高齢化等により、地区内での助け合い——共助、こういったことの重要性も増してきているところでありまして、一方では組織についてスリム化を図っていく、一方では、お互いのことでありますから、もっと高齢者ですとか弱者の皆さんにどういう体制で支援ができるか、そういう関係は密にしなければならない、相反するとは言いませんけれども、地域のコミュニティの中ではそういうことが求められているというふうに思っております。

結論というふうに申し上げたいわけでありまして、地区組織に関する検討委員会を立ち上げて持続可能な地区組織について検討する時期が来ている、これは、もう議員がおっしゃるとおりであります。そういうふうに感じております。

それで、第6次総合計画後期計画にこのことをうたいながら進めていくことになるというふうに思っておりますし、形の中では、過去には、組織の中では、保健補導員、上につながる補導員会組織、例えばこういったものはもう廃止をしておりますし、時代の流れとともにスリム化できるところはスリム化することは必要だというふうに思っております。

こういうことがお互いの地域の中で——やはり地域ごとに多少は違うわけでありまして、伝統的な地区行事を抱えて、組織の中にそれを大きな部分として持っている地区とかもありますし、あるいは農業の組織をもう一体化している——実は営農組合なんですけれども、ところもあれば、私は田島なんですけど、これはこれで農業者が組織するべきものと最初から割り切ったというふうになっているところとか、いろいろあります。

ですから、それぞれ考えていることは違うでしょうけど、ここのところはもっとスリム化できないかっていうことは思っているはずですから、やはりこれは総合計画の

中で具体的に進めるというふうにうたい込んで、つまり実行していくと、すぐというわけにはいかないでしょうけど、残りの5年くらいの中である程度そういったものが進めばいいかなと思っております。

それから、南箕輪の感想でありますけど、南箕輪村っていうのは、私が役場に入ったときには1万人を切っておりました。それで、どんどん人口が増えていって、あの当時は南箕輪も人口が非常に村としては多かったんですけど、やはり畜産もあり畑作もあり、農業が中心のところでもあったわけです。

ところが、そういった部分がかかなりなくなってきて、近隣に工場が建ち、いわゆるベッドタウンとして若い人たちがどんどん押し寄せて、何倍とは言いませんけれども、地区によっては古い集落に住んでいた人たちよりも新しく来た人たちのほうが圧倒的に多くなってしまった、こういうところが物すごく増えてきておりまして、いわゆる従来のコミュニティーっていうものが維持できないし、行政とのつながりの中では何でそんなものが必要あるのかっていうような議論も起きていることは事実であります。

こういうところから、やはり南箕輪としても将来に向けて投げかけて検討すべき時期ということで議論を始めたというふうに私は認識をしておりますので、南箕輪は南箕輪の例として、やはり参考にというか、注視をしていくということは必要だろうなと思っております。

○4 番 (長尾 和則) 今、村長のほうから総合計画後期計画に向けて地域組織の在り方について検討するという御回答がありましたので、向こう5年ですか、ぜひ方向性が出るような前向きな検討をお願いしたいと思います。

先ほどお話ししたとおり、議会では順次総代さんを回っておるんですけども、これは足かけ4年かけて回ります。そうするといろいろな声が聞こえてまいります。その対象外の地域からは、ああ、あそこがああいうことをやっておることは全然知らなかったとお声もいただいておりますし、私も回ってみて、ああ、こんなにこの地区はこういうことで苦労しておるんだなということを始めしていくという事例もございます。

しかし、27地区あるわけですけども、その最大公約数的な問題っていうのが何か横たわっておるというふうに今のところ肌で感じておりますので、そういうことも含めて、ぜひ向こう5年間をかけて検討を議会も一緒にしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

次であります。

地区の運営に関して大きな役目を担うのは地区役員の方々です。ただいま村長からもその旨のお話がありました。その役員の成り手不足にも各地区で苦慮されています。

村でもその点を考慮されて、来年度から各地区の保健補導員の役職をなくす等、御配慮をされておりますけれども、交通安全協会婦人部、防犯女性部は、今の時代背景からすると一考を要すると私は思います。どちらも駒ヶ根警察署と関係しております、村単独では判断できないと承知しておりますけれども、令和7年度に向けて役員削減について警察署と協議していく必要があると考えますけれども、担当課の見解をお聞きいたします。

○総務課長

お答えをいたします。

伊南交通安全協会につきましては、道路交通の安全を期すことなどを目的にして活動を行っております。

安協中川支会につきましては、伊南交通安全協会本会の会則などに基づいて設置をされているところであります。

また、中川支会の運営については中川支会の会則によって必要な事項が定められているということになります。

令和3年度に一部組織の見直しが行われまして、女性部につきましては8人の役員を設けておりましたけれども、現在は正副部長のみというスリム化を図っているところであります。

女性部に限らず、役員数等の見直しにつきましては、やはり本会との協議が必要ということになります。

現在、女性部の活動としましては、伊南中川支会の総会など各種会議、年4回の人波作戦やイベント等での交通対策が主な活動となっております。各役員をはじめとした部員の方々の負担軽減を考慮しまして、活動の見直しも随時行っているところであります。

今後につきましては、街頭指導など中川支会独自でやっている活動の方法を検討して、部員数の見直しをしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

続きまして伊南防犯連合会でありますけれども、犯罪のない明るい社会の実現に寄与することを目的として活動しております。

防犯女性部につきましては、防犯連合会の下部組織としまして本会の会則に基づいて設置をされております。事務局は駒ヶ根警察署内にあるということでもあります。

防犯連合会の女性部につきましては、南向、片桐からそれぞれ6人ずつ、12名で活動しております。

正副部長さんにつきましては、村長が推薦して伊南防犯連合会長が委嘱をするというような形になっております。

部員の選出につきましては、各地区から御推薦をいただくのではなく、部員自らが次の方に声をかけてお願いし、任に当たっているというような状況であります。

主な活動としましては、一斉街頭啓発活動、どんちゃん祭り等の街頭補導活動、各種研修会への参加、また青色防犯パトロール等も担っていただいております。その他必要な事業を実施しているという状況であります。

駒ヶ根警察署内の事務局との協議は必要になりますけれども、伊南防犯女性部につきましても、部員の方々の負担軽減を考慮しまして、活動の内容については部員の皆さんと検討をしていきたいというふうに考えております。

○4 番

(長尾 和則) 分かりました。

そうですね、防犯女性部は、各地区ではなくて、先ほど課長がおっしゃった方法で選ばれておるということで承知をしております、防犯女性部が御活躍されておることも耳に入っております。

前回でしたか、質問したときに、既に日赤奉仕団も女性とは限らない、公民館の女性部も在り方を検討されておるといことは耳に入っております。男女という区分けが今の時代にふさわしいのかどうか、そこら辺を警察署も考えていただきたいということで、あえてこの質問を上げた次第です。時代の流れに沿って役員の仕事というのは変わっていくかと思しますので、ぜひそんな点も警察署と協議していただくことをお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

これから質問する3点は、地区の方々や村民から直接お聞きした具体的な課題についてお尋ねするものです。来年度の予算編成に向けてぜひ検討いただきたいと思っておりますので、その点をよろしくお願いしたいと思います。

1点目です。

各地区の集会施設やその周辺整備に要する費用に対して村から一定の補助金が支出されております。実績は、そこに書いてありますとおり、令和4年度が11地区553万1,000円、令和3年度が4地区で414万9,000円の実績があります。集会所照明のLED化や駐車場整備に有効に活用されておまして、評価できる制度であると思いません。

しかし、地区において集会施設を移転新築した際の旧集会所や地区で使用してきた物置等の建屋の解体には多額の費用を要しますが、現在はそれに対する行政補助の制度がありません。昔に比べ建屋解体費用は非常に高額となっておりますので、行政の支援が必要となっていると考えます。

先ほど述べた集会施設等の整備補助金に地区施設解体に伴う費用も対象に加えるべきと考えますが、担当課の見解をお尋ねいたします。

○総務課長

まず地区集会施設の整備につきましての状況でありますけれども、テーブル、椅子等の備品類につきましては、コミュニティー助成事業——宝くじ助成の活用によりましてほとんどの地区で整備されているというふうに思っております。

また、議員から出ました地区集会施設及び周辺整備につきましては、補助制度を創設しまして、令和4年度までに延べ46地区、約3,100万円を補助しております。

今年度につきましては、約1,000万円の予算のほうを確保しているという状況でございます。

これによりまして、駐車場の舗装、エアコンの設置、LED照明などが整備されてきております。

今年度はLED照明の整備につきまして補助率を上げたことによりまして、多くの地区から申請をいただいております。

御指摘の旧集会所の解体費用につきましては、現在のところ補助対象とはなっておりません。

しかし、地区負担の軽減ですとか危険な空き家とならないように撤去するということを進めるといった観点からも補助の1つというふうに捉えることができるかなと考えております。補助対象施設や補助率等については今後検討をしていきたいと考えて

おります。

○4番

(長尾 和則) これは個別に総務課長とも相談しましたが、ある地区では解体するのに100万円以上のお金がかかるということで、どうされるんですかということをお尋ねしたら、過去からの積立金を崩すというふうにおっしゃってございました。やはり100万円仕事を地区負担というのは地区にとって大分大変なことかと思しますので、ぜひ前向きに御検討のほうをよろしくお願いしたいと思います。

2点目です。

片桐地区農免道路の上前沢地区から針ヶ平地区の間の坂道北側の立木が道路側に覆いかぶさってきておまして、通行に際し不安を覚えるとの村民の声があります。

私は、先日、現地を確認いたしましたけれども、道路北側はのり面が大変高く、また立木も大きいことから、万一道路側に立木が倒れてきた場合には交通事故等の人身災害が予想されます。私はちょっと土手に登って根本を見たんですが、ちょっと腐ってきておるような立木もありましたので、これは早急な対応が要るよなというふうに見てまいりました。

私は、村において村道の敷地外の民有林については基本的に地主さんが伐採するものと承知はしておりますけれども、急斜面が多くて危険を伴うことや道路側に伐採木が倒れてきて第三者に危害を加える可能性があることを考慮すると、道路沿いの民有林伐採は行政が伐採能力の高い業者に委託するのが現実的であると考えます。

私は、村において村道沿いの立木伐採を計画する際は倒木等による被害の大きさを想定して優先順位をつけるべきと考えます。

予算策定の際には優先順位が高い箇所の現場を調査し、それに沿った費用を計上した上で、次年度、計画的に伐採をしていく方法を提案いたします。この点について担当課の見解をお尋ねいたします。

○建設環境課長

道路沿いの危険木につきましては、県の市町村森林整備事業ライフライン保全対策、こういったものを活用し、比較的まとまった範囲の支障木伐採として毎年整備を行ってきております。これまで、令和3年度については中組の妻の家より東の村道中組陣馬形線、令和4年度は西小学校北の村道坊ヶ沢学校線、令和5年度は2級村道である葛北柳沢線において事業を行っております。これは、それぞれの地区要望を基に緊急度や重要度などを勘案しまして整備計画を立て、補助申請を行ってきたという経過であります。

次年度事業予定につきましては、まだ現時点では未確定という段階ではありますが、引き続き地区要望などを基に重点的に事業実施を図りたいというふうに計画しております。

おっしゃられるように、地区要望においては複数の地区から危険な面ということでお話をいただいておりますので、現地調査をしながら、おっしゃるような危険度の高いところからまとまったところが選定できれば、申請はしていきたいというふうに考えております。

○4番

(長尾 和則) 今、課長のほうからは優先順位をつけてということかと思いますけ

れども計画をしていただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

立木は、最近台風が直撃していないのであれですけども、道路側へ倒れてきますといろいろな災害が発生しますので、事前にて手を打つ、これは、なかなかどこまで切れればいいかというのは現実として難しいということも承知しておりますけれども、危ないところから手を打つのが最低限できることかと思っておりますので、ぜひそんな観点でよろしくお願いしたいと思います。

3点目の質問に移ります。

これは先ほどの2番議員の質問と重なる部分があるかと思っておりますが、その点は御容赦いただきたいと思っております。

チャオにおけるなかがわ旅の案内所を兼ねている農業交流センターは、中川村の観光振興や農業振興、特産物販売等に尽力されておられます。

しかし、建屋を外から見たときには、スモークガラスにより中が見えづらく、村民からは交流センターの中に入ればよい雰囲気だが何となく入りづらいとの声が多く聞かれます。来村された観光客からすれば、なおさら入りづらいのではないかと想像いたします。

センターが開所されて来年3月末で3年になります。交流センターの業務については担当者がPDCAを回しながら努力されていることは承知していますが、建屋についても誰もが気軽に入ることのできる交流センターにグレードアップするため、改修を検討できないでしょうか。

当該の建物は村所有の建物ではないため、建屋改修自体はハードルが高いと想像いたしますが、チャオの活性化にも通じることですので、チャオ側との協議推進も含めて担当課の見解をお尋ねいたします。

ただいまの御質問に対して答弁いたします。

農業観光交流センターについてですが、質問にもございますように、既存の建物を改修して開設してから3年が経過しておりまして、村内外から多くの方に来訪いただいております。

センターは、観光案内機能を持つ行政窓口のある施設であると同時に、プレミアムつきの商品券ですとか観光クーポン等々の交換窓口、それから南信州観光公社の事業として行っている中川村を中心エリアとする農家民宿、こちらの受入れの拠点施設にも位置づけられております。そういった面で、中川村のみならず、近隣市町村の農家民宿を利用する方の受入れですとか出発、そういった施設としても同時に活用されているところでもあります。

あと、さらに、センター内におきましては、レンタルショーケースを設置しまして、各種加工品ですとか、そういったものの展示販売を行いまして、村外の方への贈答品としてそういったものを購入される方にも多く利用されているところでもあります。

観光案内、また行政窓口というものについては、村民の方からしますと日常生活において常に利用されるような場所ではない部分があるのかなと思われまます。そういった施設であることと、また、質問にもありましたが、スモークガラスであるとい

うようなところ、そういった面から入りづらいなというようなお話につながっているのではないかなというふうに考えます。

形はこれからですが、今後は、来所される方、そういった方たちの意見の聴取、それから必要に応じた施設の外装などの変更、そういったものを基に検討していくことは村として必要ではないかというふうに考えております。

○4 番 (長尾 和則) 分かりました。

今、課長のほうから来所いただいた方への意見の聞き取りというお話もありましたけれども、実は、私、今回この質問をするに当たって交流センターの方とざっくりばらんにいろいろお話をさせていただいたんですが、感想とすると、村外の方で施設に入っただけの方からは特に入りづらかったという声は聞こえていないですよってというお話でした。考えてみると、入ってくる人はそう感じてはいないと思うのですが、外でUターンしてしまう人は分からないわけですね。

その点は、村内の人のほうが入りづらいという声がある。実は、この質問をつくった後、議会だよりのモニターの声の中にもまた上げられてきました。だから、これだけ村内から聞こえてくるということは、やっぱり何らかの手だてが必要なんだろうなという感想を今は持っておりますけれども、いろいろ一朝一夕には行かないこともよく分かりますので、ぜひ、そういったお声があるということだけよく腹に入れていただいて、今後、対応を御検討いただきたいと思っております。

ちょっと3点目の問題は来年度予算というわけにはいかないこともよく分かりますので、さきに挙げた2点は、ぜひこれからの予算編成で考慮いただきたいと思っておりますので、その点をお願いしまして、私からの質問を以上とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時17分 散会]

○産業振興課長